

睦沢町
高齢者保健福祉計画
第7期介護保険事業計画
平成30年度～平成32年度

平成30年3月
睦 沢 町

は じ め に

我が国では高齢化が急速に進み、睦沢町においても例外ではありません。本町の高齢化率は、平成 29 年度では 38.0%、団塊の世代が 75 歳の後期高齢者となる平成 37 年度には、39.8%に達するものと見込まれています。

高齢化社会をむかえるにあたり、「医療・介護・予防・生活支援・住まい」のサービスを一体化して提供していく「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組を進めていく必要があります。



町では、第6期までの介護保険事業計画の施策・事業の検証を行い、「睦沢町高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画」を策定しました。

新計画においても、「すべての町民や地域の仲間が ともに支えあう まちづくり」を基本理念に、地域住民と行政との協働・連携・共生による福祉社会の実現に向けた取組を積極的に推進し、団塊の世代が高齢者となる平成 37 年度の保険料水準も見据えた計画となっています。

平成 30 年度の介護保険法の改正では、地域包括ケアシステム強化のための高齢者の自立支援と重度化防止、地域共生社会の実現と、介護保険制度の持続可能性の確保にむけた改正がなされました。

この改正を反映して、町が取り組む地域支援事業では、ミニデイサービス事業の充実と、各種運動教室の開催などの介護予防事業に重点を置くとともに、平成 30 年 4 月からは認知症初期集中支援チームを設置し、認知症の方の支援にも努めます。

また、生活支援体制整備事業では、生活支援サービスについて、地域の皆様と共に支え合いの体制づくりを進めてまいります。

高齢者が住み慣れた地域でいつまでも健やかに安心して暮らすことができるよう地域で支援する仕組みを構築してまいりますので、町民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、本計画策定にあたり、町民の皆様を始め、高齢者保健福祉計画推進委員の皆様には貴重なご意見を賜り厚くお礼申し上げます。

平成 30 年 3 月

睦沢町長 市 原 武

目 次

第 1 部 総論

第 1	計画の策定にあたって	1
1	計画策定の趣旨	1
2	上位計画等との整合	2
3	計画の期間	2
4	計画の策定体制	2
5	平成 30 年度介護保険制度改正の主な内容	3
第 2	高齢者人口・介護サービス等の推移	6
1	睦沢町の人口構造	6
2	総人口・高齢者数の推移	7
3	要支援・要介護認定者の推移	8
4	介護サービス利用者数の推移	10
5	年間給付費の推移	12
第 3	高齢者の生活実態（アンケート調査結果）	14
1	調査目的	14
2	調査の概要	14
3	介護予防・日常生活圏域二エズ調査結果抜粋	15
4	在宅介護実態調査結果抜粋	21
第 4	高齢者保健福祉計画の方向性	26
1	現況と課題	26
2	計画の基本的な考え方	27
3	計画策定のポイント	30
4	基本理念	32
5	施策の体系	33
第 5	高齢者人口等の推計	34
1	人口の推計	34
2	要支援・要介護認定者数の推計	36

第 2 部 各論

第 1	健康づくり・疾病予防	37
1	健康づくり事業	37
第 2	生きがい・社会参加	44
1	生涯学習・生涯スポーツ	44
2	交流活動・文化活動	45

3	シルバー人材センター.....	46
4	高齢農業者の支援	46
第3	地域包括ケアシステムの深化・地域共生社会の実現に向けて	47
1	地域包括ケアシステムの推進.....	47
第4	地域支援事業	50
1	介護予防・日常生活支援総合事業	50
2	包括的支援事業	57
3	任意事業.....	64
第5	生活支援サービス.....	65
1	在宅福祉サービス	65
2	施設サービス.....	68
3	地域福祉活動の推進	69
第6	安全の確保	71
第7	介護保険サービスの充実.....	73
1	在宅介護サービスの充実.....	73
2	地域密着型サービスの充実.....	75
3	施設介護サービスの提供.....	76
4	第7期計画の介護保険料の設定	77
5	町介護給付適正化計画.....	83
第8	計画の円滑な推進.....	85
1	介護保険制度改正への対応.....	85
2	介護サービスの質の向上.....	85
3	情報提供・相談体制の強化.....	86
4	利用者負担の軽減	86
5	計画の進行管理	87

第3部 資料

第1	睦沢町高齢者保健福祉計画推進委員会設置要綱.....	89
第2	睦沢町高齢者保健福祉計画推進委員会委員名簿.....	91
第3	用語解説.....	92

第 1 部

総 論

第 1 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

我が国の、平成 29 年 4 月 1 日現在の高齢化率は 27.5%（総務省統計局）となっており、この 3 年間で 2 ポイント増加しています。

国立社会保障・人口問題研究所による日本の将来推計人口〔平成 29 年推計〕では、本計画の目標年度となる平成 32 年度には高齢化率が 28.9%、団塊の世代が 75 歳以上の後期高齢者となる平成 37 年度には 30.0%になると推計されており、今後、著しい高齢化が進行すると予測されています。

睦沢町においても、高齢化率は年々上昇しており、平成 29 年 9 月末現在で 38.0%（平成 26 年からの 3 年間で 3.5 ポイント増加）となっています。今後の高齢化率は、本計画の目標年度の平成 32 年で 39.8%、団塊の世代が 75 歳以上の後期高齢者となる平成 37 年についても、39.8%と見込まれています。

このような超高齢社会に対応するため、高齢者が要介護状態になっても可能な限り住み慣れた地域で継続した生活ができるよう、「医療・介護・予防・生活支援・住まい」のサービスを一体化して提供していく「地域包括ケアシステム」の構築に向けて、第 8 期（平成 33～35 年度）、第 9 期（平成 36～38 年度）を見据え、段階的に取組を進めていく必要があります。

「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（以下、計画という）は、高齢者に関する保健福祉事業や介護保険制度の総合的な計画として、取り組む課題を明らかにし、目標を定めるものです。

この計画は、「老人福祉計画」（老人福祉法第 20 条の 8）、「介護保険事業計画」（介護保険法第 117 条）及び「健康増進計画（高齢者対象部分）」（健康増進法第 8 条第 2 項）を一体的に策定するもので、第 7 期計画は第 6 期計画を見直し、新たに策定するものです。

団塊の世代が 75 歳以上の後期高齢者となる平成 37 年度に対応すべく、高齢者保健福祉施策、介護保険施策を展開していくため、保健・医療・福祉が一体となって、健康づくりや生きがいづくり、生活環境の整備等を推進していきます。

2 上位計画等との整合

「睦沢町まち・ひと・しごと創生 総合戦略」では、目指すべき将来像を『住もうむつざわ 行こうむつざわ「新しいまちのかたち」がここにある』と定め、地域の特性を活かした各種の取組や、睦沢町ならではの新たな取組を展開していくことで、誰もが安心して「健幸（「睦沢町健幸のまちづくり基本条例」より、町民が健康で幸せに生活することのできる状態をいう）」に暮らし続けることのできる地域社会の構築を目指しています。

本計画は、「睦沢町まち・ひと・しごと創生 総合戦略」や福祉関連計画等の基本的考え方を踏まえ、高齢者に関する専門的・個別的な領域を受け持つとともに、「千葉県介護保険事業支援計画・高齢者保健福祉計画」等との連携・整合性を図っています。

今後の高齢者福祉施策の指針となる行政計画であるばかりでなく、住民、家庭、地域、事業者、団体などが一体となって高齢者の自立した生活を支援するための指針としても位置づけられます。

3 計画の期間

第7期計画は平成30年度から平成32年度までの3年間を計画期間とし、団塊の世代が75歳以上となる平成37年度を見据え、段階的に介護サービスの充実・高齢者を支える地域づくりを進める「むつざわ地域包括ケア計画」として策定します。



4 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、福祉課を事務局とし、庁内の関係各課と連携を図るとともに、「睦沢町高齢者保健福祉計画推進委員会」にて、本町の高齢者福祉施策及び介護保険事業施策の3年間の計画として審議を行いました。

5 平成30年度介護保険制度改革の主な内容

国は、平成30年度の介護保険制度改革において、「高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにする」と掲げています。

地域包括ケアシステムの強化のための、介護保険法等の一部を改正する法律の主要な内容は以下のとおりです。

(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進

ア 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進

高齢化が進展する中で、地域包括ケアシステムを推進するとともに、制度の持続可能性を維持するために、高齢者がその有する能力に応じた自立した生活を送っていただくための取組を進めることが必要とされています。

- ・介護保険事業（支援）計画に介護予防・重度化防止、介護給付費適正化等の取組内容及び目標を記載【介護保険法の改正】
- ・介護保険事業（支援）計画に位置づけられた目標の達成状況についての公表及び報告【介護保険法の改正】
- ・地域包括支援センターの機能強化（市町村による評価の義務づけ等）【介護保険法の改正】
- ・市町村長から都道府県知事へ意見を申し出ることができる等、居宅サービス等事業者の指定に対する保険者の関与強化（小規模多機能等を普及させる観点からの指定拒否の仕組み等の導入）【介護保険法の改正】
- ・国及び地方公共団体の認知症に関する施策の総合的な推進（認知症に関する知識の普及・啓発、認知症の人に應じたりハビリテーション及び認知症の人を介護する人の支援、その他認知症に関する施策の推進、認知症の人及びその家族の意向の尊重に努める等）を制度上明確化【介護保険法の改正】 等

イ 医療・介護の連携の推進等

今後、増加が見込まれる医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、新たな介護保険施設（介護医療院）を創設することが定められています。

また、病院又は診療所から新施設に転換した場合には、転換前の病院又は診療所の名称を引き続き使用できるものとされています。

ウ 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等

住民と行政等との協働による包括的支援体制づくり、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化と、高齢者と障害者（児）が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置づけることが定められています。

- ・地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様な複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記（「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定）【社会福祉法等の改正】
- ・「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定【社会福祉法等の改正】
 - 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
 - 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制（例えば、地区社協、市町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO 法人等）
 - 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制
- ・市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける（都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様）【社会福祉法等の改正】
- ・高齢者と障害者（児）が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度に新たに共生型サービスを位置づける【介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法等の改正】 等

（２）介護保険制度の持続可能性の確保

ア 現役世代並みの所得のある方の利用者負担割合の見直し

世代間・世代内の公平性を確保しつつ、制度の持続可能性を高める観点から、2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合が3割になります（高額介護サービス費制度による負担の上限があります）。

- ・世代間・世代内の公平性を確保しつつ、制度の持続可能性を高める観点から、現行2割負担者のうち特に所得の高い層（年金収入等340万円以上）の負担割合を3割とする（ただし、月額44,400円の負担の上限あり）【介護保険法の改正（平成30年8月1日施行）】

(3)「新オレンジプラン」の介護保険法上での位置づけ

平成 29 年 5 月に成立した「地域包括ケア強化法」において、認知症施策推進総合戦略（「新オレンジプラン」、平成 27 年 1 月 関係 12 省庁共同策定）の基本的な考え方が法律上にも位置づけられ、以下の 3 点が介護保険法に規定されました。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 認知症への理解を深めるための知識の普及や啓発② 認知症の人の介護者への支援の推進③ 認知症及びその家族の意向の尊重の配慮 |
|--|

認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～（新オレンジプラン）では、認知症の人が住み慣れた地域の良い環境で自分らしく暮らし続けるために必要としていることに的確に応えていくことを旨としつつ、以下の 7 つの柱に沿って、施策を総合的に推進していくこととしています。

【認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）の 7 つの柱】

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">1 認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進2 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供3 若年性認知症施策の強化4 認知症の人の介護者への支援5 認知症を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進6 認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発及びその成果の普及の推進7 認知症の人やその家族の視点の重視 |
|---|

第2 高齢者人口・介護サービス等の推移

1 睦沢町の人口構造

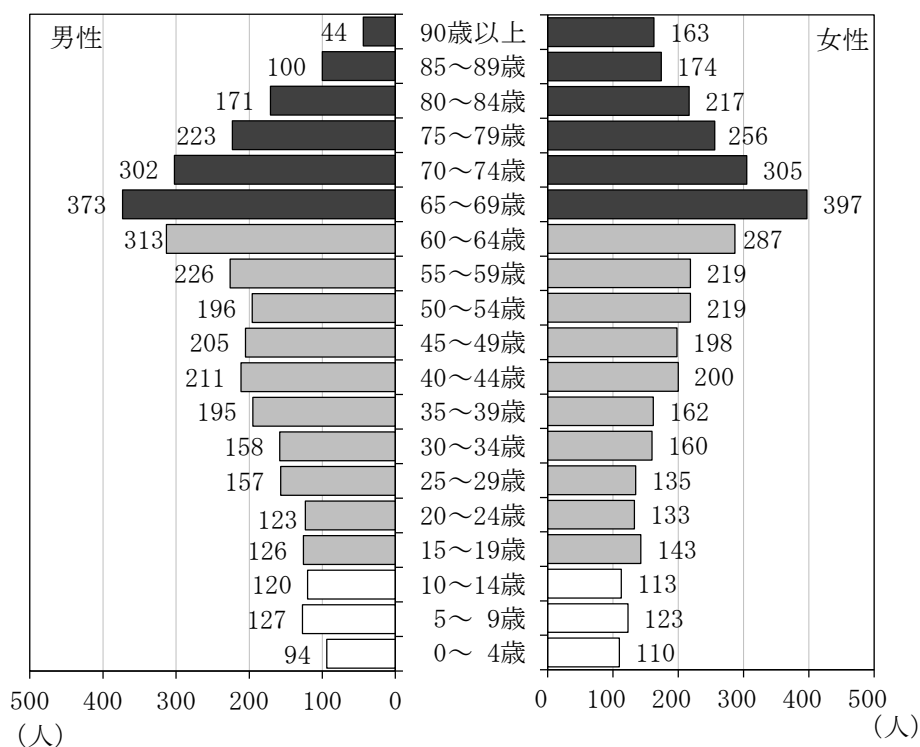
平成29年9月末の本町の総人口は、7,178人（男性：3,464人、女性：3,714人）となっています。

年齢別人口構成を人口ピラミッドの形態でみると、男女ともに65～69歳を中心にふくらみがみられます。

男女別では、75歳以上人口で女性の810人に比べ、男性は538人と女性の約66.4%となっています。

また、60歳未満の人口が少ないためピラミッドのすそが狭まる“つぼ型”に近い形となっています。

■人口ピラミッド（平成29年9月30日現在）



※出典：住民基本台帳

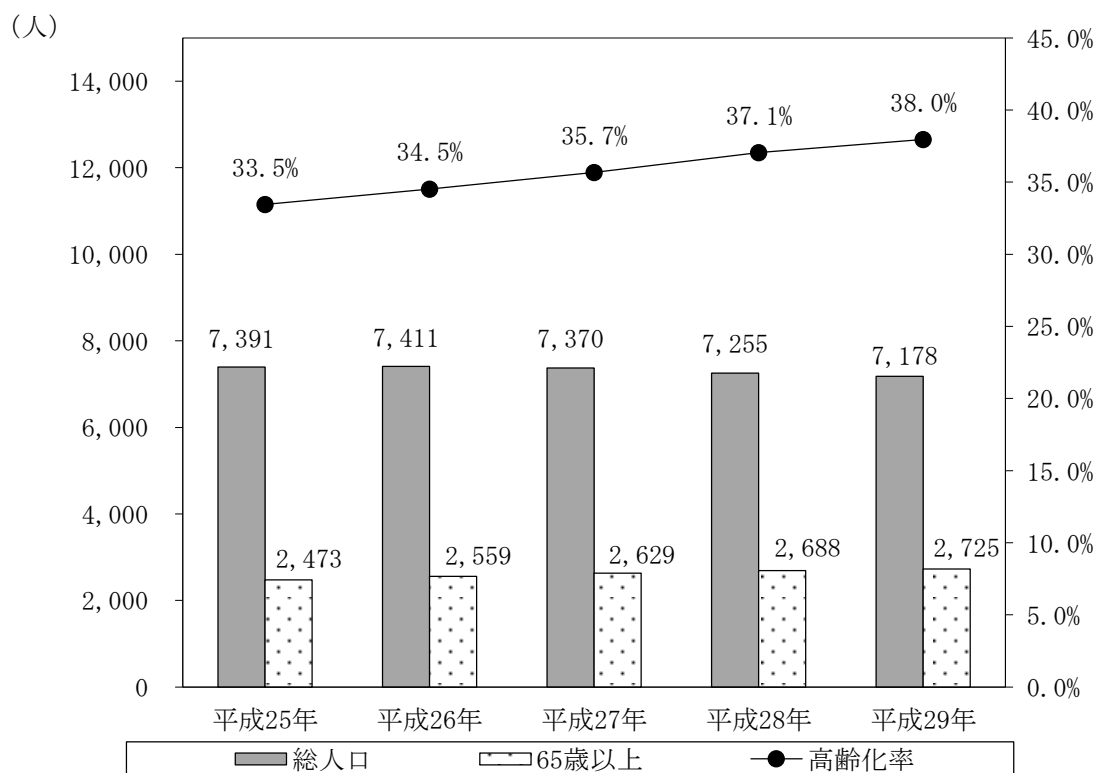
2 総人口・高齢者数の推移

本町の総人口は、平成29年9月末時点では7,178人で、平成25年の7,391人と比較すると、4年間で213人（2.9%）減少し、おおむね減少傾向で推移しています。

一方、65歳以上の高齢者人口では、平成25年の2,473人に対し平成29年は2,725人で、252人（10.2%）増加し、増加傾向にあります。

高齢化率においては、平成25年の33.5%から、平成29年には38.0%と、総人口の減少及び高齢者人口の増加による相乗的な影響で、4年間で4.5ポイントの上昇となっています。

■総人口・高齢者数の推移（各年9月30日現在）



	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
総人口（人）	7,391	7,411	7,370	7,255	7,178
65歳以上人口（人）	2,473	2,559	2,629	2,688	2,725
高齢化率（%）	33.5	34.5	35.7	37.1	38.0

※出典：住民基本台帳

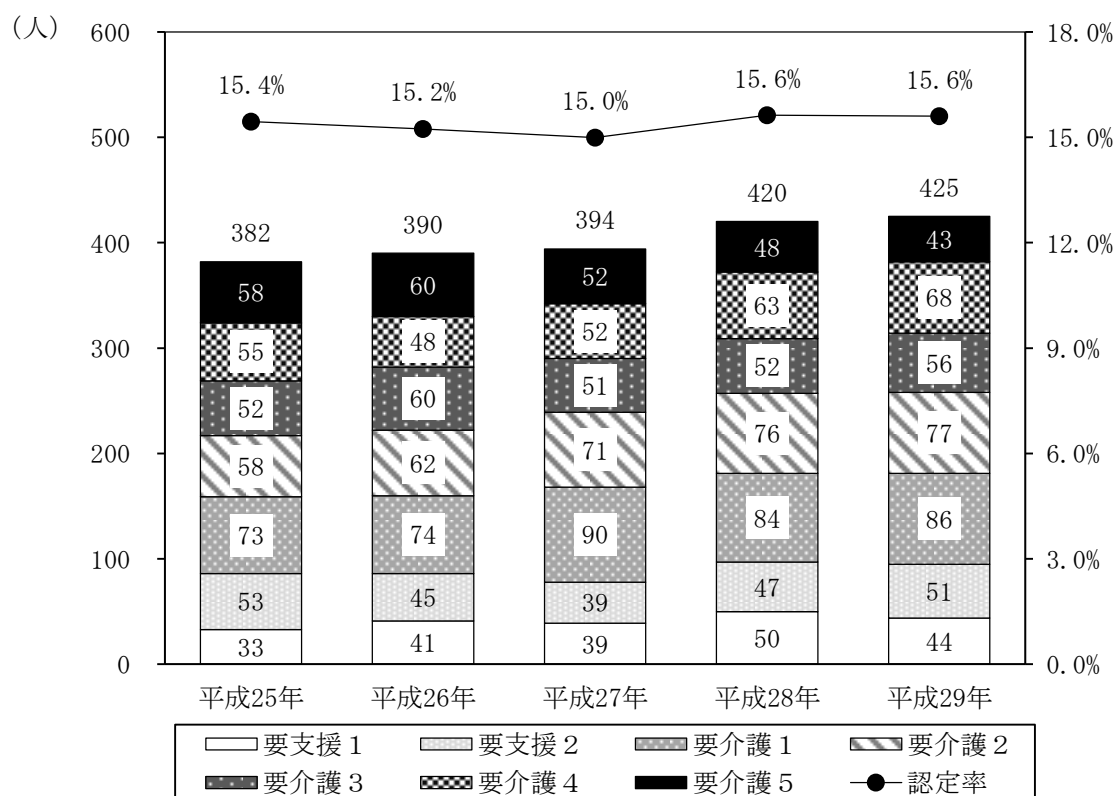
3 要支援・要介護認定者の推移

本町の要支援・要介護認定者数は、平成 29 年 8 月末時点で 425 人となっており、平成 25 年の 382 人と比較すると、43 人（11.3%）の増加となっています。認定率（要支援・要介護認定者の高齢者数に対する割合）でみると、平成 25 年の 15.4%に対し、平成 29 年が 15.6%で高齢者人口は増加しているものの、認定率はほぼ横ばいとなっています。

要介護度別では、要支援 1 と要介護 1・2・3・4 が増加傾向にあり、平成 25 年と比較した平成 29 年の人数は、要支援 1 が 11 人（33.3%）、要介護 1 が 13 人（17.8%）、要介護 2 が 19 人（32.8%）、要介護 3 が 4 人（7.7%）、要介護 4 が 13 人（23.6%）の増加となっています。

第 6 期計画との比較をみると、計画値では、要支援・要介護認定者数は増加傾向で推移していき、平成 29 年では、460 人になると推計されていましたが、実績値は 425 人となっており、対計画比（実績値/計画値）は 92.4%となりました。

■ 認定者数の推移（各年 9 月 30 日現在、平成 29 年は 8 月 31 日現在）



	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
65歳以上人口（人）	2,473	2,559	2,629	2,688	2,725
要支援・要介護認定者数（人）	382	390	394	420	425
認定率（％）	15.4	15.2	15.0	15.6	15.6

※「認定率」＝「要支援・要介護認定者数」／「65歳以上人口」

※出典：厚生労働省「地域包括ケア「見える化」システム」

■第6期計画との比較

		平成27年	平成28年	平成29年
要支援・ 要介護 認定者数	計画値（人）	418	437	460
	実績値（人）	394	420	425
	対計画比（％）	94.3	96.1	92.4

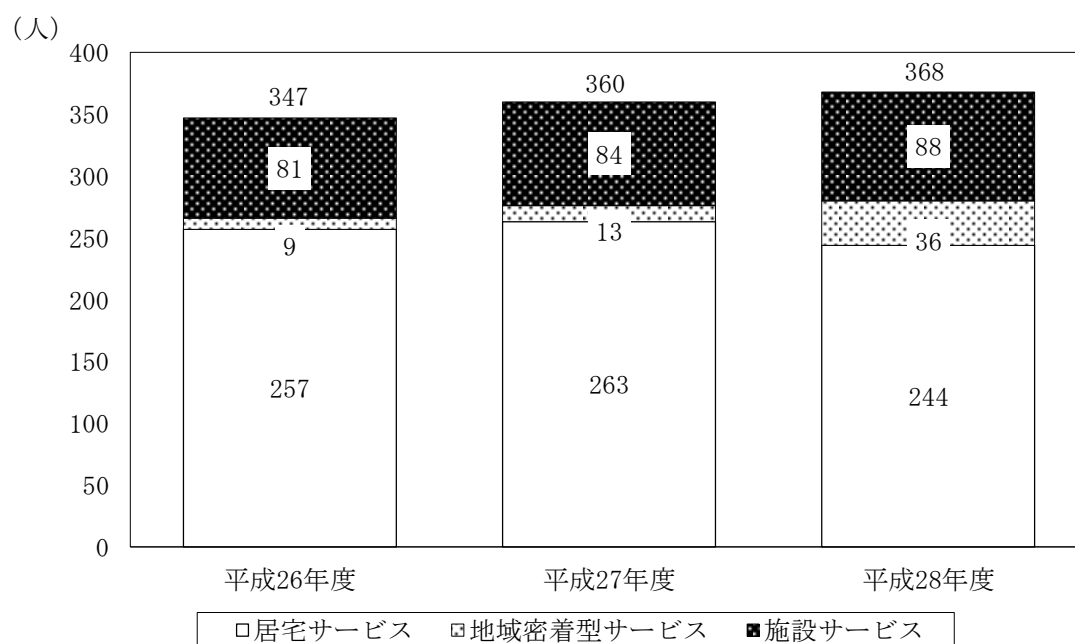
※対計画比＝実績値／計画値

※出典：計画値は、第6期計画、実績値は、厚生労働省「地域包括ケア「見える化」システム」

4 介護サービス利用者数の推移

介護サービスの利用者数は、平成 28 年度月平均で 367 人（居宅サービス：244 人、地域密着型サービス：36 人、施設サービス：88 人）となっており、平成 26 年度月平均の 257 人（居宅サービス：247 人、地域密着型サービス：9 人、施設サービス：81 人）と比較すると、21 人（6.1%）の増加となっています。

■介護サービス利用者数の推移（月あたり平均値）



		平成26年度	平成27年度	平成28年度
居 宅 サービス (人)	訪問介護	70	72	51
	訪問入浴介護	19	20	15
	訪問看護	19	22	17
	訪問リハビリテーション	15	14	9
	居宅療養管理指導	15	23	25
	通所介護	81	77	51
	通所リハビリテーション	99	90	86
	短期入所生活介護	35	35	33
	短期入所療養介護（老健）	13	12	12
	短期入所療養介護（病院等）	0	0	0
	福祉用具貸与	134	130	123
	特定福祉用具購入費	4	3	2
	住宅改修費	2	2	2
	特定施設入居者生活介護	7	8	10
	居宅介護支援	243	239	219
	居宅サービス小計	755	746	655
	【実利用者数小計】	257	263	244
地域密着型 サービス (人)	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0
	夜間対応型訪問介護	0	0	0
	認知症対応型通所介護	0	0	0
	小規模多機能型居宅介護	0	0	0
	認知症対応型共同生活介護	9	13	15
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0
	複合型サービス	0	0	0
	地域密着型通所介護			21
	地域密着型サービス小計	9	13	36
施 設 サービス (人)	介護老人福祉施設	44	45	48
	介護老人保健施設	37	39	40
	介護療養型医療施設	0	0	0
	施設系サービス小計	81	84	88
サービス利用者合計（人）		347	360	368
対前年度比（％）			103.7	102.2

※「地域密着型サービス」及び「施設サービス」は、小計とサービス別で、それぞれ算出しているため、合致しない場合があります。

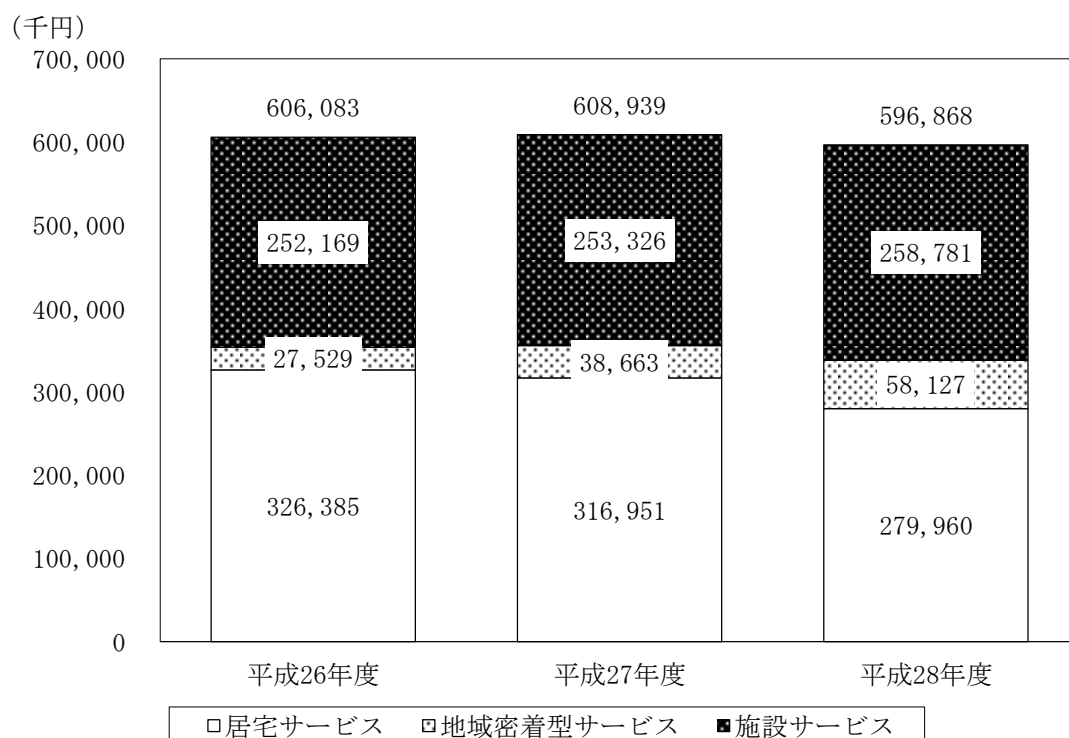
※出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告 年報」

5 年間給付費の推移

年間給付費は、平成 28 年度で 5 億 9,687 万円（居宅サービス：2 億 7,996 万円、地域密着型サービス：5,813 万円、施設サービス：2 億 5,878 万円）となっており、平成 26 年度の 6 億 608 万円（居宅サービス：3 億 2,639 万円、地域密着型サービス：2,753 万円、施設サービス：2 億 5,217 万円）に対し、この 2 年間で居宅サービスが 4,643 万円（14.2%）の減少、地域密着型サービスが 3,060 万円（111.2%）の増加、施設サービスが 661 万円（2.6%）の増加となり、全体では 922 万円（1.5%）の減少となっています。

第 6 期計画との比較をみると、計画値では、年間給付費は増加傾向で推移していき、平成 28 年度は、7 億 4,242 万円になると推計されていましたが、実績値は、5 億 9,687 万円となっており、対計画比（実績値/計画値）は 80.4%となりました。

■ 年間給付費の推移



		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
居 宅 サービス (千円)	訪問介護	31,338	33,208	30,698
	訪問入浴介護	14,287	12,911	10,448
	訪問看護	9,361	10,641	7,692
	訪問リハビリテーション	5,638	5,420	3,981
	居宅療養管理指導	1,672	2,301	2,465
	通所介護	67,345	58,877	43,674
	通所リハビリテーション	68,090	61,944	56,308
	短期入所生活介護	40,819	46,725	45,585
	短期入所療養介護（老健）	18,871	14,429	12,350
	短期入所療養介護（病院等）	467	0	0
	福祉用具貸与	20,229	19,117	17,150
	特定福祉用具購入費	1,474	1,007	663
	住宅改修費	1,905	3,519	2,397
	特定施設入居者生活介護	15,136	17,055	18,971
	居宅介護支援	29,755	29,796	27,577
	居宅サービス小計	326,385	316,951	279,960
地域密着型 サービス (千円)	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0
	夜間対応型訪問介護	0	0	0
	認知症対応型通所介護	0	0	0
	小規模多機能型居宅介護	0	0	0
	認知症対応型共同生活介護	27,529	38,663	42,813
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0
	複合型サービス	0	0	0
	地域密着型通所介護			15,314
	地域密着型サービス小計	27,529	38,663	58,127
施 設 サービス (千円)	介護老人福祉施設	130,205	126,561	133,602
	介護老人保健施設	121,965	126,764	125,180
	介護療養型医療施設	0	0	0
	施設系サービス小計	252,169	253,326	258,781
合計（千円）		606,083	608,939	596,868
対前年度比（％）			100.5	98.0

※出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告 年報」

■第6期計画との比較

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
給付費 合計	計画値（千円）	664,382	689,515	742,422
	実績値（千円）	606,083	608,939	596,868
	対計画比（％）	91.2	88.3	80.4

※対計画比＝実績値/計画値

※出典：計画値は、厚生労働省「地域包括ケア「見える化」システム」

※出典：実績値は、厚生労働省「介護保険事業状況報告 年報」

第3 高齢者の生活実態（アンケート調査結果）

1 調査目的

本調査は、睦沢町に在住する高齢者の実態や、生活支援の充実、高齢者の社会参加・支えあい体制づくり、介護予防の推進等のために必要な社会資源について把握するとともに、在宅介護の実態を把握し、平成 29 年度に策定を予定している「高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画（平成 30 年度～平成 32 年度）」及び「介護予防・日常生活支援総合事業」実施のための基礎資料を得るために実施しました。

2 調査の概要

（1）調査対象

調査名	調査対象（平成28年12月1日現在）	対象者数
介護予防・日常生活圏域二一ズ調査	要介護認定を受けていない高齢者	2,371 名
在宅介護実態調査	在宅で生活している要支援・要介護認定者（新規認定者は含まない）	228 名

（2）調査方法

調査票の郵送による配布・回収

（3）調査期間

平成 28 年 12 月 19 日～平成 29 年 1 月 20 日

（4）回収状況

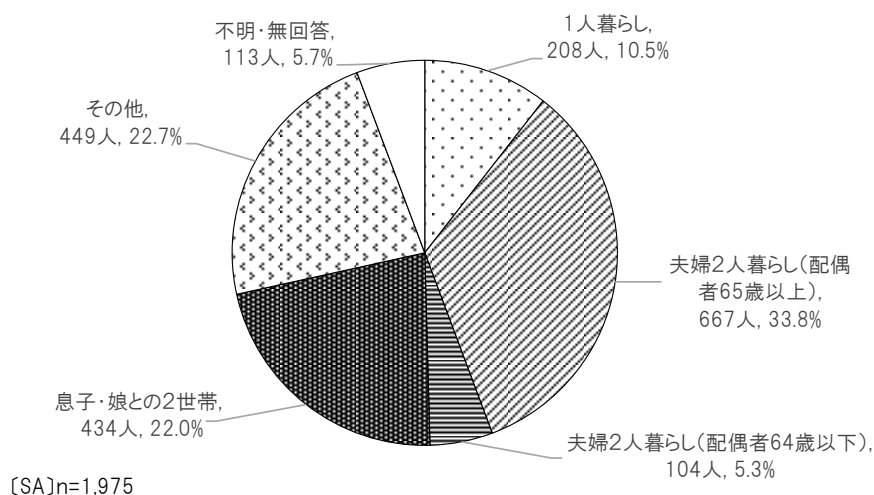
調査名	配布数	回収数	回収率	有効回答数
介護予防・日常生活圏域二一ズ調査	2,371 票	1,983 票	83.6%	1,975 票
在宅介護実態調査	228 票	153 票	67.1%	151 票

3 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果抜粋

(1) 家族構成

家族構成は、「夫婦2人暮らし（配偶者 65 歳以上）」が 33.8%と最も高く、次いで「息子・娘との2世帯」が 22.0%となっています。

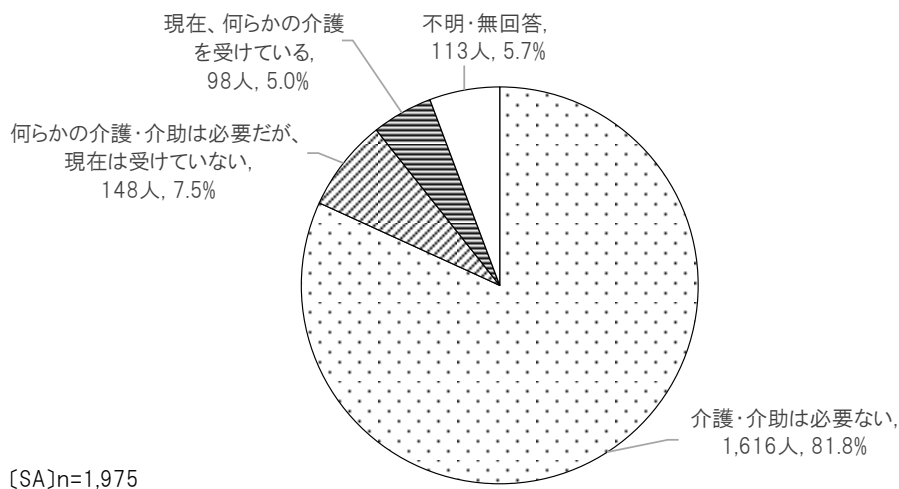
■【問1（1）】家族構成を教えてください（単数回答）



(2) 介護・介助の必要性

介護・介助の必要性については、「介護・介助は必要ない」が 81.8%と最も高く、次いで「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」が 7.5%となっています。

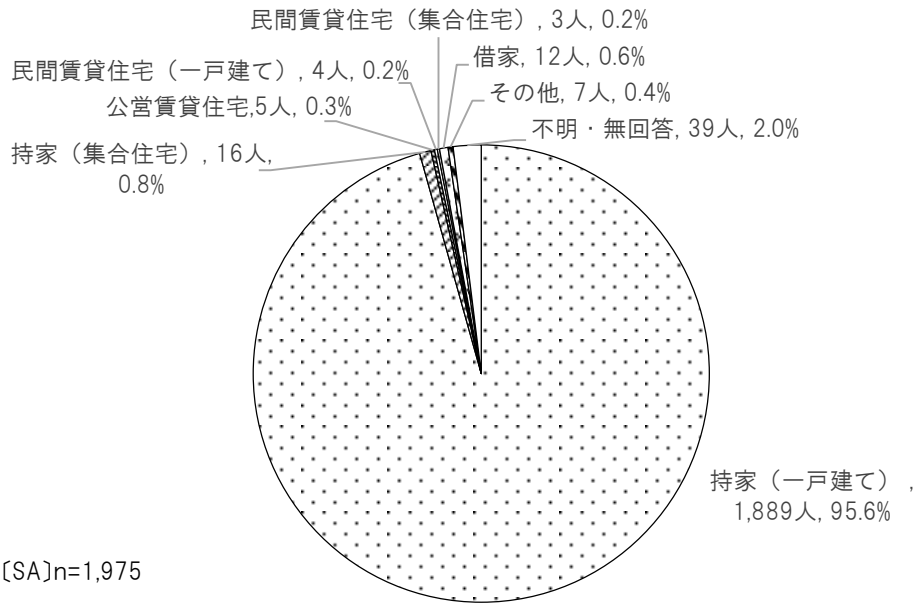
■【問1（2）】あなたは、普段の生活でどなたかの介護・介助が必要ですか（単数回答）



（３）住宅の形態

住宅の形態については、「持家（一戸建て）」が95.6%と大半を占めています。

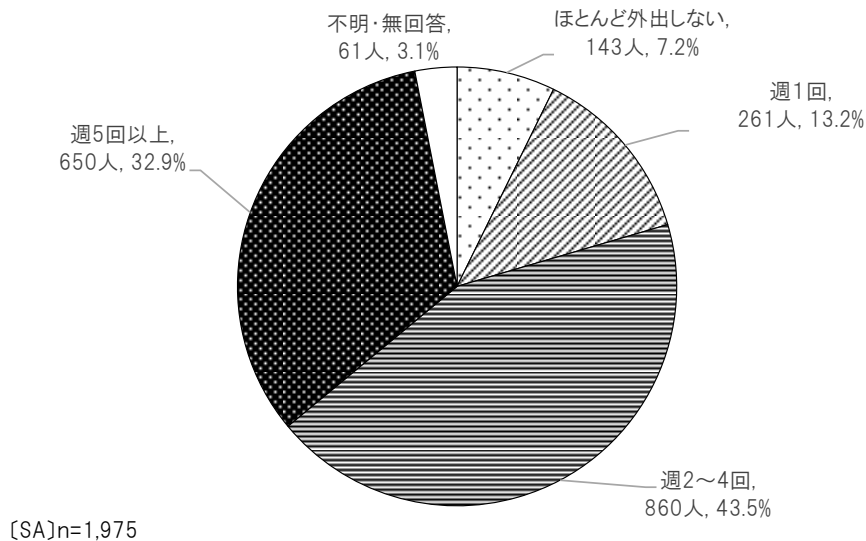
■【問１（４）】お住まいは一戸建て、又は集合住宅のどちらですか（単数回答）



（４）外出頻度

外出頻度については、「週２～４回」が 43.5%と最も高く、次いで「週５回以上」が 32.9%となっています。一方で、「ほとんど外出しない」又は「週１回」と回答した、閉じこもり傾向のある方は約２割となっています。

■【問２（６）】週に１回以上は外出していますか（単数回答）

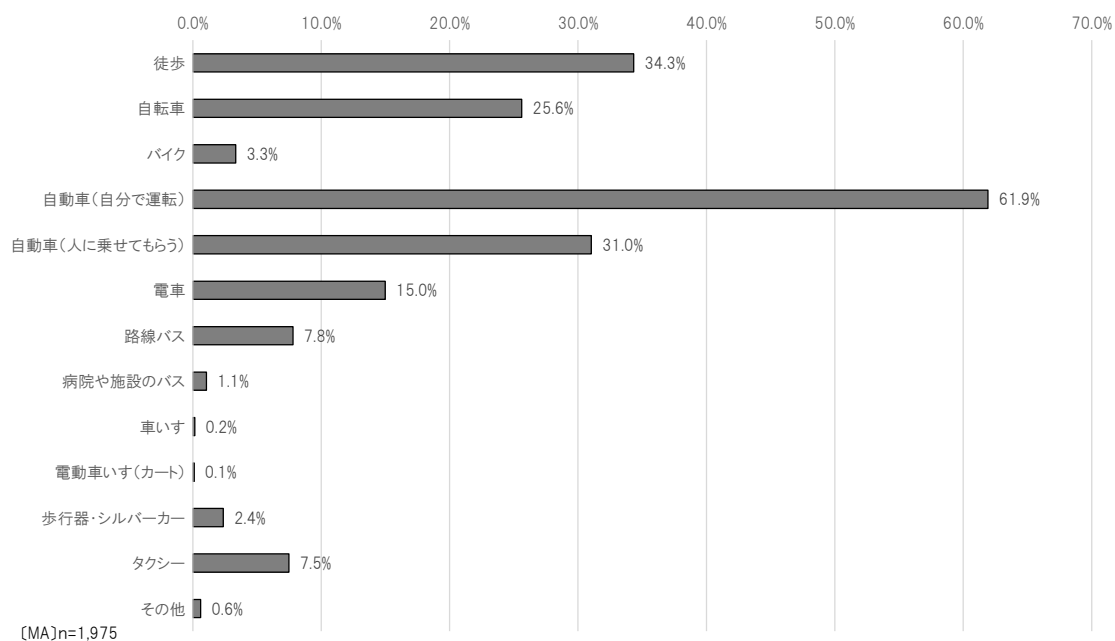


（５）移動手段

外出する際の移動手段としては、「自動車（自分で運転）」が61.9%と最も高く、次いで、「徒歩」が34.3%、「自動車（人に乗せてもらう）」が31.0%となっており、『自動車』で移動される方が非常に多くなっています。

また、その他として「介護タクシー」などの回答もありました。

■【問２（９）】外出する際の移動手段は何ですか（複数回答）

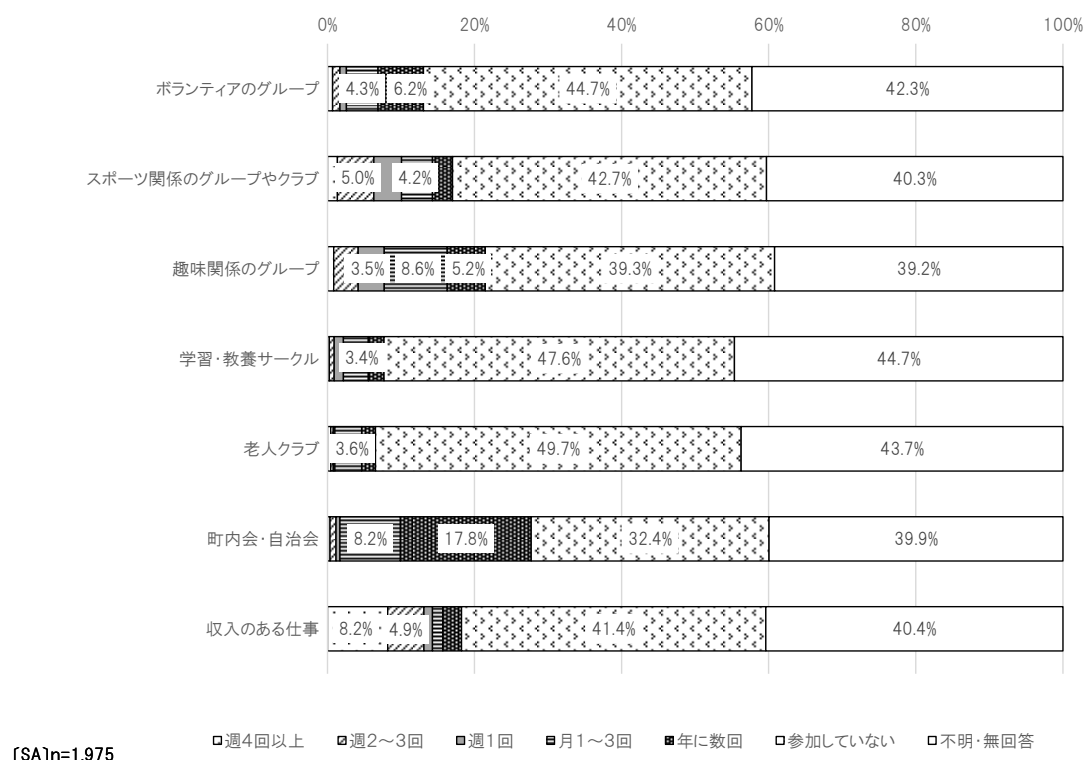


（６）社会参加の状況

「収入のある仕事」以外は、『月に数回以下（「月１～３回」と「年に数回」の合計）が比較的高くなっています。なかでも、「町内会・自治会」は「年に数回」が 17.8%と特に多くなっています。

■【問５（１）】以下のような会・グループ等にどのくらいの頻度で参加していますか

（単数回答）

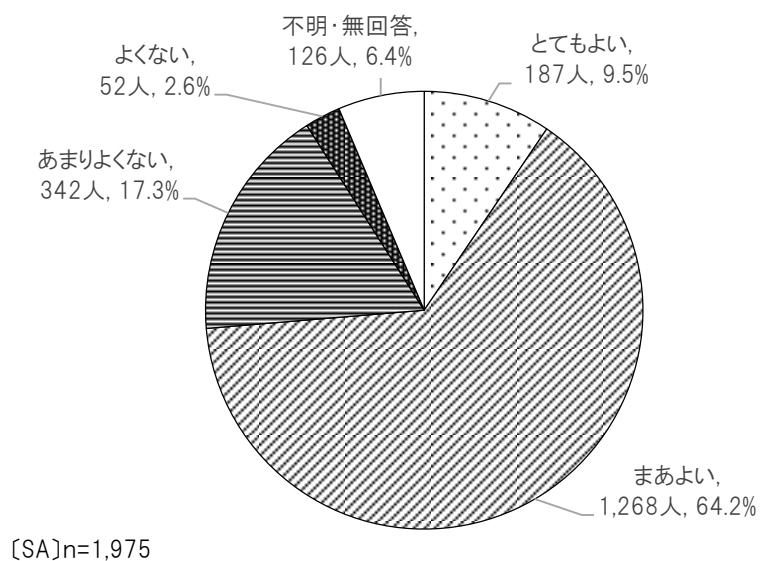


(7) 主観的健康感

現在の健康状態については、「まあよい」が 64.2%と最も高く、次いで「あまりよくない」が 17.3%、「とてもよい」が 9.5%と続いています。

健康状態が『よくない（「よくない」と「あまりよくない」の合計）』という方は 19.9%となっています。

■【問7（1）】現在のあなたの健康状態はいかがですか（単数回答）

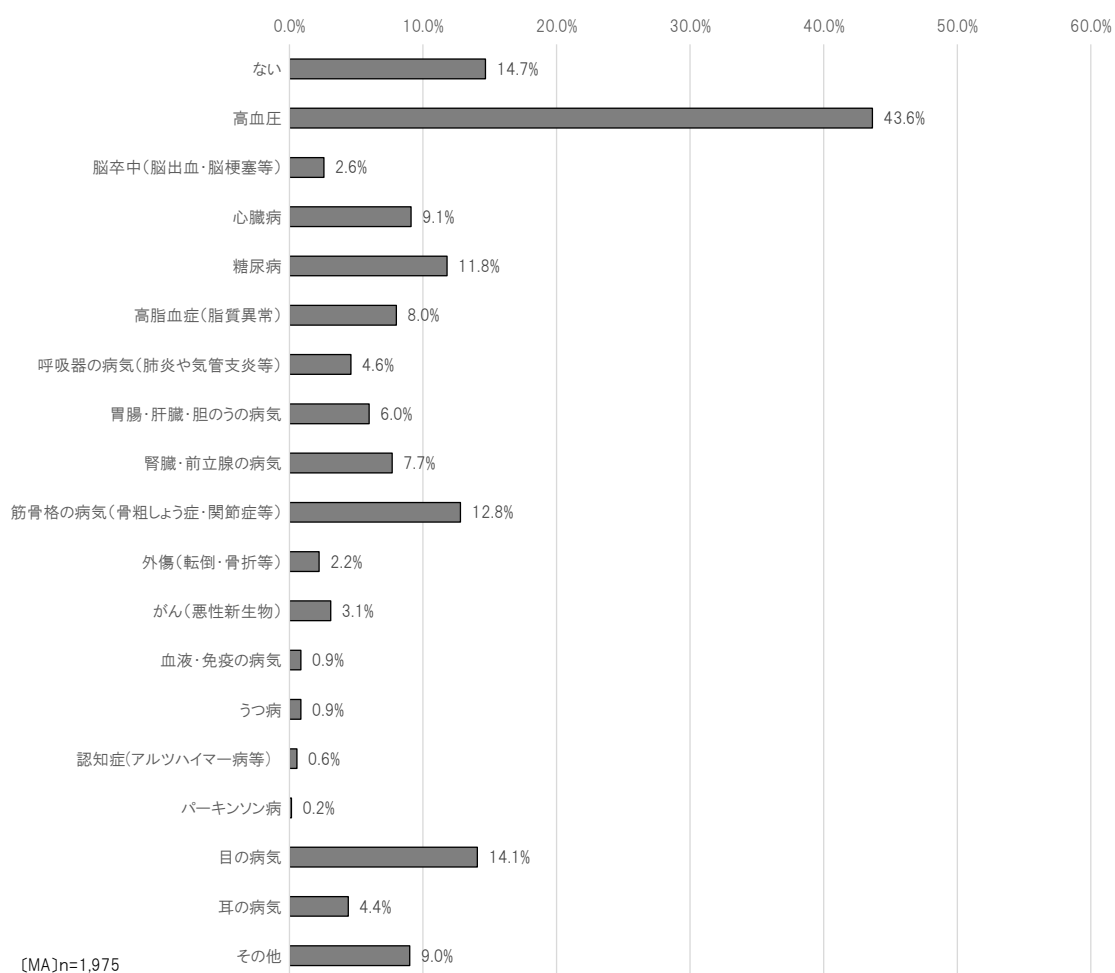


（８）現在治療中、後遺症のある疾患

現在治療中、又は後遺症のある病気については、「高血圧」が 43.6%と他の疾患より高い結果となりました。次いで「ない」が 14.7%、「目の病気」が 14.1%、「筋骨格の病気（骨粗しょう症、関節症等）」が 12.8%と続いています。

また、その他として「アレルギー疾患」、「リウマチ」、「甲状腺の疾患」、「痛風」、「膠原病」などの回答がありました。

■【問７（７）】現在治療中、又は後遺症のある病気はありますか（複数回答）



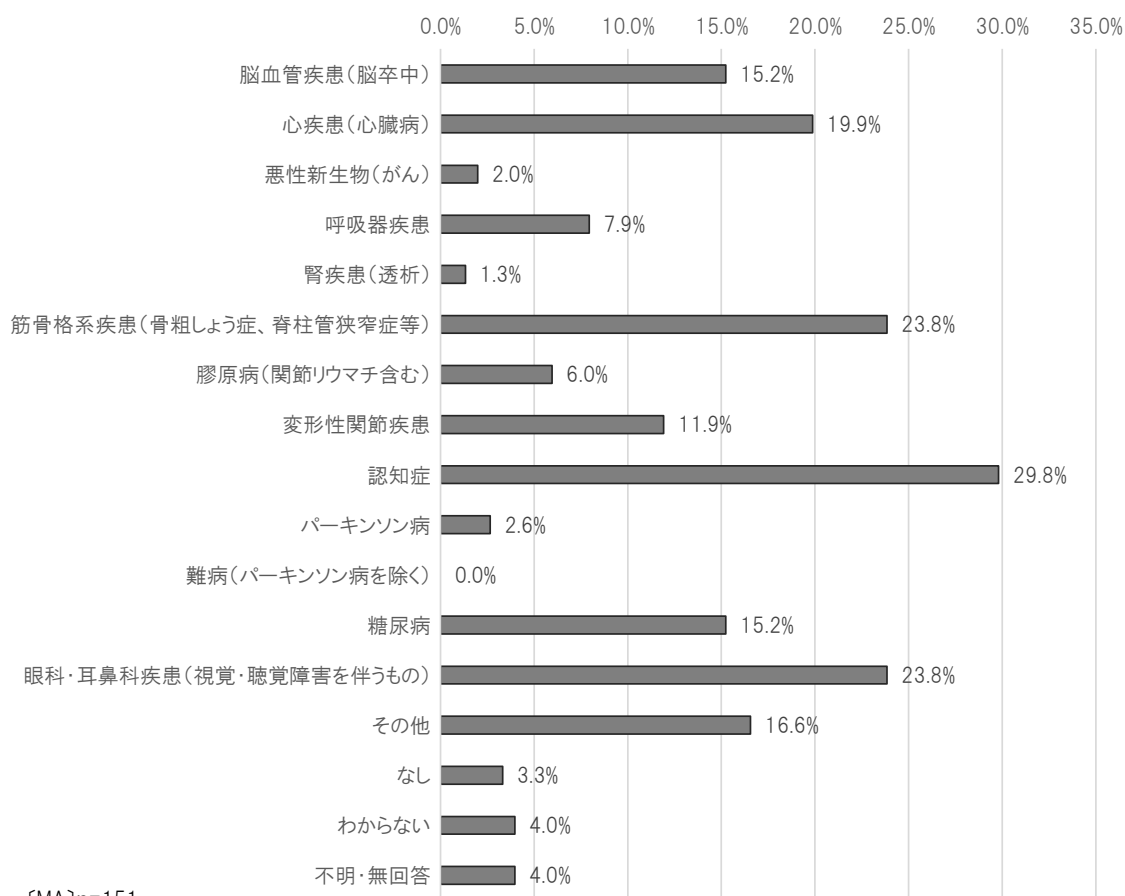
4 在宅介護実態調査結果抜粋

(1) 本人が現在抱えている疾病

調査対象者ご本人が現在抱えている疾病は、「認知症」が29.8%と最も高く、次いで「筋骨格系疾患（骨粗しょう症、脊柱管狭窄症等）」「眼科・耳鼻科疾患（視覚・聴覚障害を伴うもの）」がそれぞれ23.8%、「心疾患（心臓病）」が19.9%と続いています。

在宅で生活する要介護者の約3人に1人の割合で「認知症」の症状を抱えています。

■【A票・問7】ご本人（認定調査対象者）が、現在抱えている疾病について、ご回答ください
(複数回答)

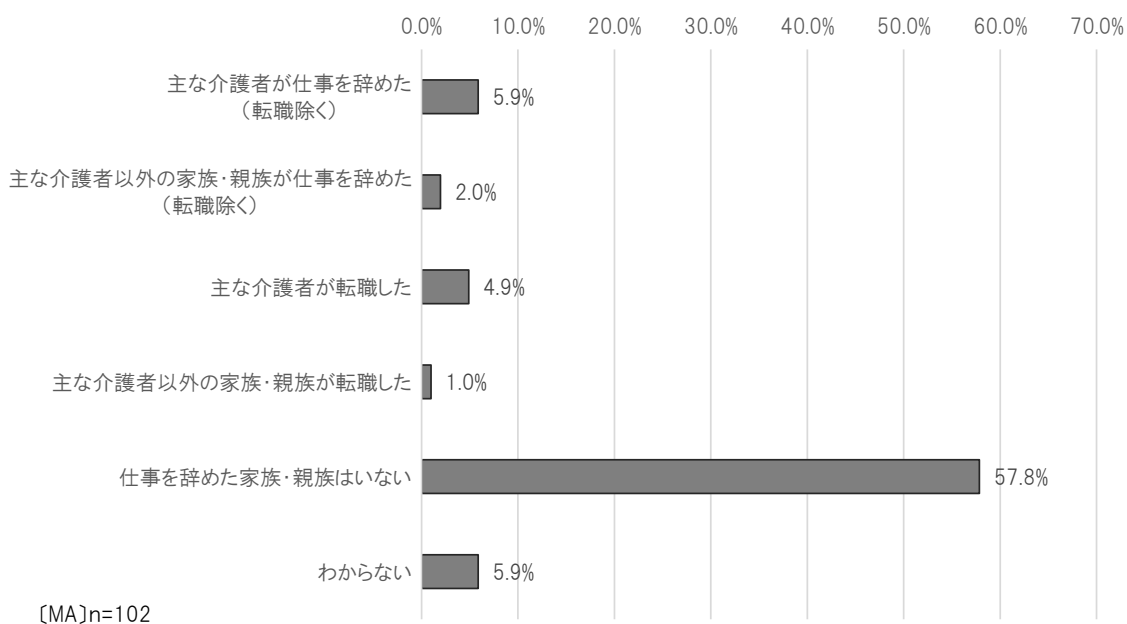


[MA]n=151

（２）介護を理由とした退職・転職の有無

家族や親族の中で、調査対象者ご本人の介護を主な理由とした過去１年間の退職・転職の有無については、「仕事をやめた家族・親族はいない」が 57.8%と最も高く、次いで「主な介護者が仕事を辞めた」が 5.9%、「主な介護者が転職した」が 4.9%となっています。

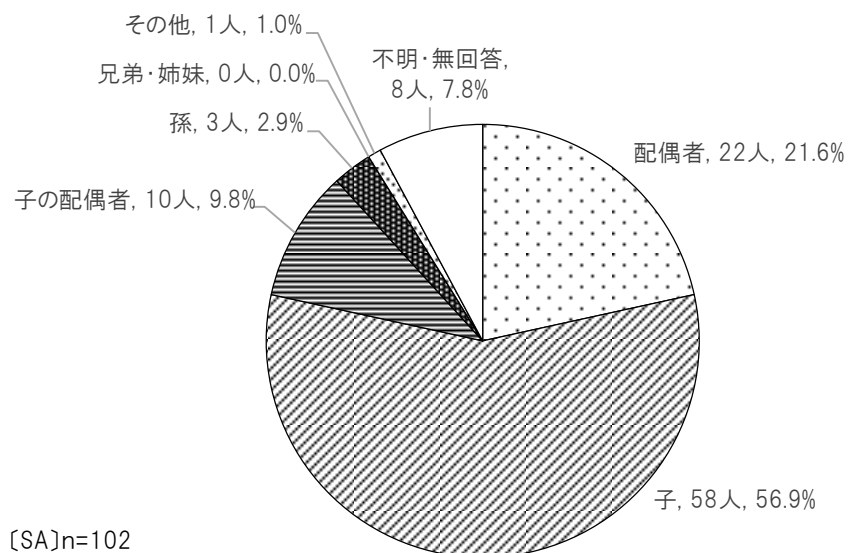
- 【Ｂ票・問１】ご家族やご親族の中で、ご本人（認定調査対象者）の介護を主な理由として、過去１年の間に仕事を辞めた方はいますか（現在働いているかどうかや、現在の勤務形態は問いません）（複数回答）



(3) 主な介護者

主な介護者は、「子」が56.9%で最も高く、次いで「配偶者」が21.6%、「子の配偶者」が9.8%となっています。

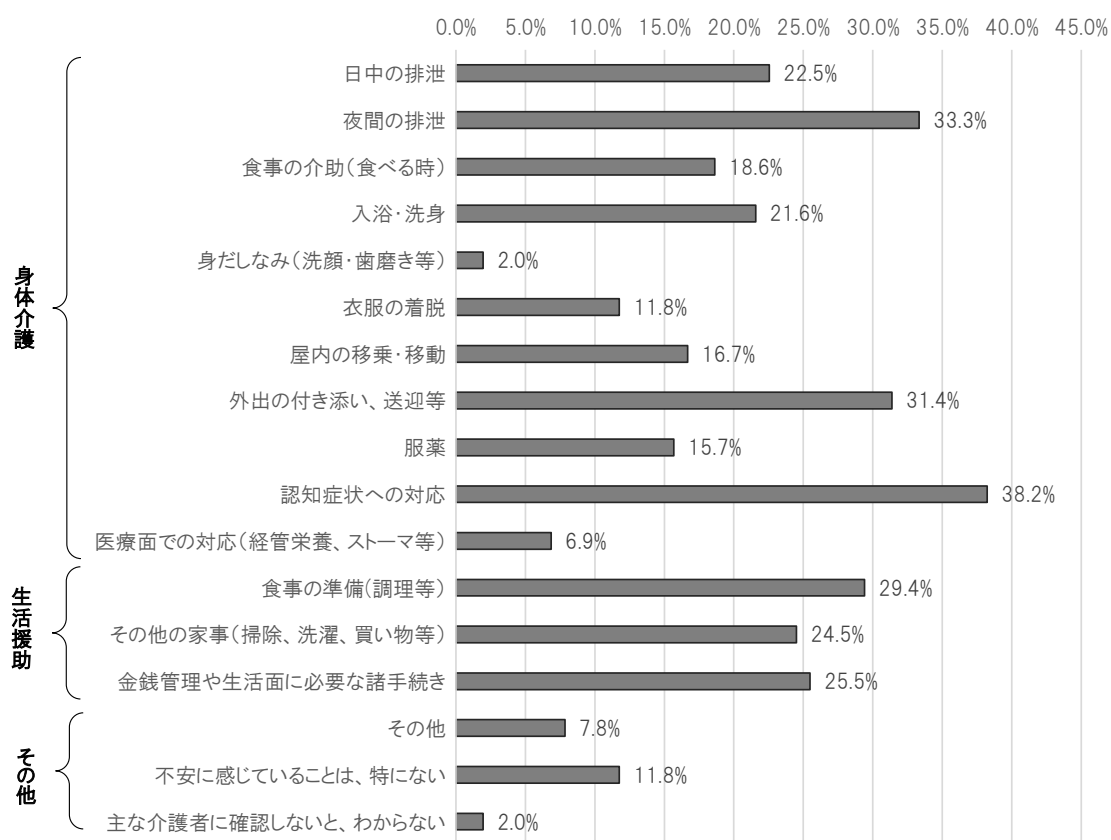
■【B票・問2（1）】主な介護者の方は、どなたですか（単数回答）



（４）主な介護者が不安に感じる介護等

現在の生活を継続していくにあたり、主な介護者の方が不安に感じる介護等については、「認知症状への対応」が 38.2%で最も高く、次いで「夜間の排泄」が 33.3%、「外出時の付き添い、送迎等」が 31.4%と続いており、『身体介護』に関する不安が上位３位を占めています。また、『生活援助』はすべての項目で２割を超えています。

- 【Ｂ票・問６】現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者の方が不安に感じる介護等について、ご回答ください（現状で行っているか否かは問いません）
（複数回答：３つまで選択）

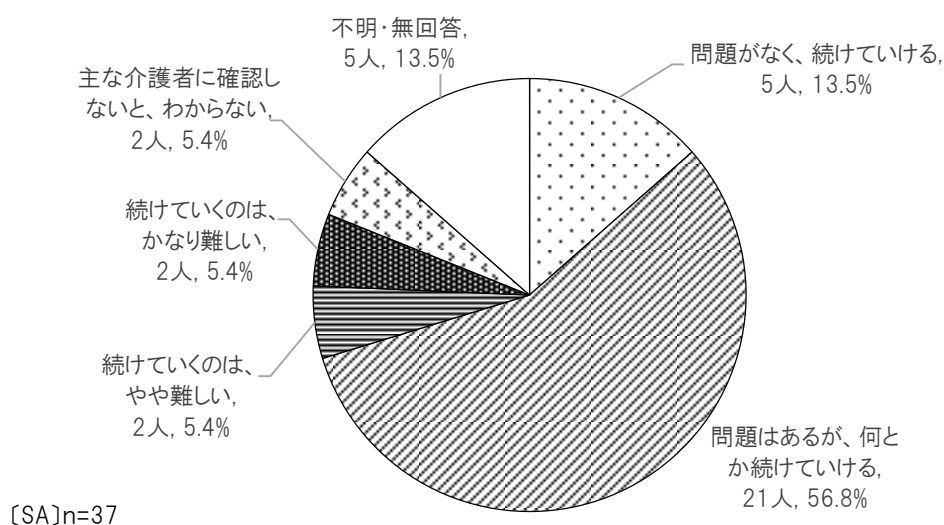


〔MA〕n=102

（５）今後の就労継続の可否

主な介護者の今後の就労継続の可否については、「問題はあるが、何とか続けていける」が56.8%と最も高く、次いで「問題がなく、続けていける」が13.5%となっており、『続けていくのは、難しい（「続けていくのは、かなり難しい」と「続けていくのは、やや難しい」の合計）』という方は10.8%となっています。

- 【B票・問10】問7で「フルタイムで働いている」「パートタイムで働いている」と回答した方にお伺いします。主な介護者の方は、今後も働きながら介護を続けていけそうですか（単数回答）



第4 高齢者保健福祉計画の方向性

1 現況と課題

睦沢町の人口、認定者数、介護サービス利用状況のほか、日常生活圏域ニーズ調査・在宅介護実態調査等からみえる現況と課題は以下のとおりです。

- ◆本町の高齢化率は、平成29年9月末現在で38.0%（平成26年からの3年間で3.5ポイント増加）となっており、今後は、計画目標年度の平成32年で39.8%、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる平成37年についても、39.8%になると予測
- ◆65歳以上の高齢者数の推計は、平成32年は2,804人と増加傾向で推移するものの、平成37年は、2,717人と平成32年度より減少。平成29年と平成37年の比較では8人（0.3%）減少
- ◆平成26年度から平成28年度にかけて、要支援・要介護認定者数は増加傾向にあり。年間給付費は、居宅サービスは減少傾向にあるものの、地域密着型サービス、施設サービスはともに増加傾向。サービス別では、居宅療養管理指導、短期入所生活介護、住宅改修費、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設が増加
- ◆「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」方は7.5%、「現在、何らかの介護を受けている」方は5.0%『介護予防・日常生活圏域ニーズ調査より』
- ◆健康状態がよくない方は19.9%『介護予防・日常生活圏域ニーズ調査より』
- ◆治療中、又は後遺症のある病気は、「高血圧」が43.6%と特に多い『介護予防・日常生活圏域ニーズ調査より』
- ◆現在抱えている疾病は、「認知症」が29.8%、「筋骨格系疾患」「眼科・耳鼻科疾患」がそれぞれ23.8%『在宅介護実態調査より』
- ◆主な介護者は「子」が56.9%、「配偶者」が21.6%を占め、過去1年間の介護が主な理由で退職・転職した主な介護者は約11%『在宅介護実態調査より』
- ◆主な介護者が不安に感じる介護等は身体介護に関する不安（「認知症状への対応（38.2%）」「夜間の排泄（33.3%）」「外出時の付き添い、送迎等（31.4%）」）が上位3位。また、生活援助（「食事の準備」「その他の家事」「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」）はそれぞれ2割以上『在宅介護実態調査より』
- ◆主な介護者の今後の就労継続の可否は、「問題はあるが、何とか続けていける」が56.8%、「問題がなく、続けていける」が13.5%。一方、『続けていくのは難しい』は10.8%『在宅介護実態調査より』

2 計画の基本的な考え方

計画策定にあたっては、団塊の世代すべてが後期高齢者となる平成 37 年度に向けて、町における地域包括ケアシステムの構築等を図るための基本的な考え方を以下のとおりとします。

(1) 自立支援、介護予防・重度化防止の推進

介護保険制度は、高齢者が可能な限り、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に提供される「地域包括ケアシステム」を構築することを目指し、高齢者への支援、介護予防、要介護状態等の軽減、重度化の防止を理念としています。

この理念を実現するための取組として、自立支援・介護予防に関する地域全体への普及・啓発、介護予防に資する住民主体の通いの場の充実、リハビリテーション専門職種等との連携、口腔機能向上や低栄養防止に係る活動の推進、自立支援型ケアマネジメントや多職種連携による地域ケア会議の推進及び地域包括支援センターの機能強化等、地域の実態や状況に応じた様々な取組を計画的に進めます。

1 在宅医療・介護連携の推進

- ・日常生活圏域において必要となる在宅医療・介護連携のための体制の充実
- ・関係職種間の情報収集や定期的な会議の開催等による、互いの顔や名前、職種、役割などについて理解し、容易に相談・連絡をすることができる「顔が見える関係」の構築

2 認知症施策の推進

- ・早期診断等を行う医療機関、介護サービス・見守り等の生活支援サービス等の状況把握
- ・認知症初期集中支援チームの運営等の推進や認知症地域支援推進員活動の推進
- ・権利擁護の取組の推進、住民後見人の育成・活用
- ・支援組織の体制整備、認知症サポーターの養成・活用
- ・認知症の人とその家族支援の取組

3 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進

- ・高齢者等の地域住民の力を活用する
- ・生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）や協議体により、地域における課題や資源を把握し、ネットワークの構築やコーディネート機能の充実を図る
- ・「介護予防・自立支援」に向けたケアプラン作成の推進
- ・介護支援専門員（ケアマネジャー）への周知啓発やケアプラン事例の収集等についての継続した取組
- ・健康寿命延伸のため青年期及び壮・中年期における健康づくりや生活習慣病予防の推進
- ・高齢者が長年培ってきた知識・経験・技能等を活かし、就業を通じて社会貢献する

4 地域ケア会議の推進

- ・「個別課題の解決」「地域包括支援ネットワークの構築」「地域課題の発見」「地域づくり、資源開発」「政策の形成」の5つの機能を有する地域ケア会議の推進
- ・地域包括支援センターとの役割分担と、地域課題の受付窓口の明確化、検討につなげていく体制の整備、医療・介護関係者の連携推進
- ・自立支援型ケアマネジメントの強化

5 高齢者の居住安定に係る施策との連携

- ・高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホーム等に関する供給体制
- ・低廉な家賃の住まいを活用した高齢者の居住の確保

（２）高齢者の自立と尊厳を支える体制の整備・施策の推進

高齢者が要介護状態等になっても、自分の意思で自分らしい生活を営むことが可能とする「高齢者の自立と尊厳を支えるケア」を確立することが重要であることを踏まえ、可能な限り住み慣れた地域において、継続して日常生活を営むことができるよう、高齢者の意思及び自己決定を最大限尊重する視点に立った体制の整備やきめ細かな施策の推進を図ります。

（３）地域包括ケアシステムの深化・推進における協働の重要性

高齢者が可能な限り、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に提供される「地域包括ケアシステム」の深化・推進のためには、医療・介護の連携体制の整備、日常生活支援体制の整備、高齢者の住まいの安定的な確保など、地域の実情に応じた体制整備が不可欠です。

そのため、これまでの取組の成果を踏まえ、医療・介護連携や日常生活支援体制の整備、高齢者の住まいの安定的な確保等に向け、関係者との協働を図ることにより、地域の実情に応じた特色ある高齢者施策を推進します。

（４）人権の尊重

高齢者や障害者、LGBT（性的少数者）等に係る人権上の諸問題を十分考慮し、すべての高齢者の人権を尊重するという視点が必要になっています。特に、障害の有無や程度、心身の状況、社会環境等、高齢者一人一人の多様な状況に応じ、高齢者が主体的に、必要なときに必要なところで、必要な情報や支援を利用できるよう、施策のあらゆる場面において、きめ細かな取組を推進します。

3 計画策定のポイント

(1) サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的留意事項

地域共生社会の実現に向けて、障害者や子ども等への支援を含む「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制の整備に努めていく必要があります。

そのため、平成 29 年の改正社会福祉法の趣旨を踏まえ、地域住民や福祉関係者が本人のみならずその方が属する世帯全体に着目し、福祉、介護、保健医療に限らず、地域生活課題を把握するとともに、関係者などと協働し課題を解決していくことが必要です。

また、地域包括ケアシステムの実現に向けた取組や、地域のニーズや資源の把握、関係者のネットワーク化、担い手の創出や資源の創出等を図る人材（生活支援コーディネーター等）や協議体の役割を通じ、支援・協働体制の充実強化を図ります。

(2) 平成 37 年度を見据えた地域包括ケアシステムの構築推進

団塊の世代すべてが後期高齢者となる平成 37 年度に向けて、以下の取組を段階的に進め、地域包括ケアシステムの構築を図ります。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 在宅医療・介護連携の推進② 認知症施策の推進③ 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進④ 地域ケア会議の推進⑤ 高齢者の居住安定に係る施策との連携 |
|---|

(3) 医療計画との整合性の確保

病床機能の分化及び連携の推進による効率的で質の高い医療提供体制・在宅医療・介護の充実等が一体的に行われるよう、県との協議に努めてまいります。

協議の実施にあたっては、地域医療構想に基づく病床の機能分化・連携に伴い生じる、在宅医療等の新たなサービス必要量（医療計画における在宅医療の整備目標）と、介護保険事業（支援）計画において掲げる介護のサービス見込量の整合性を確保します。

（４）介護に取り組む家族等への支援の充実

地域包括支援センターの機能強化や、電話等による相談体制の拡充、企業や労働施策担当部門との連携など、地域の実情を踏まえ、家族等への相談・支援体制の強化を進めます。

（５）認知症施策の推進

認知症の方の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で自分らしく暮らし続けることができるよう、「認知症への理解を深めるための普及・啓発」、「認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供」、「若年性認知症施策の強化」、「認知症の人の介護者への支援」、「認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくり」など、新オレンジプランに沿った認知症施策を進めます。

（６）高齢者虐待の防止等

高齢者への虐待の防止に向け、「広報・普及・啓発」、「ネットワーク構築」、「行政機関連携」、「相談・支援」など体制整備が必要です。

特に、介護者による高齢者虐待の主な発生要因は、「虐待者の介護疲れ・介護ストレス」、「虐待者の障害・疾病」、介護施設従事者等による主な発生要因では、「教育知識・介護技術等に関する問題」、「職員のストレスや感情コントロールの問題」となっているため、介護者による虐待については、相談機能の強化・支援体制の充実など地域の実情に応じた取組を行い、介護施設従事者等による虐待については、研修やストレス対策などを適切に行います。

（７）効果的・効率的な介護給付の推進

団塊の世代が75歳以上になる平成37年度や、団塊ジュニア世代が65歳以上となる平成54年度を見据えつつ、介護予防、要介護状態等の軽減・重度化の防止等に取り組むことなどを通じて、制度の持続可能性を確保していくことが必要です。

そのため、介護給付適正化の具体的な取組の内容及び実施方法等を定めます。

4 基本理念

「睦沢町まち・ひと・しごと創生 総合戦略」では、誰もが安心して「健幸（「睦沢町健幸のまちづくり基本条例」より、町民が健康で幸せに生活することのできる状態をいう）」に暮らし続けることのできる地域社会の構築を目指しています。

また、平成 28 年度で終了した「睦沢町第2次総合計画後期基本計画」では、基本目標の一つとして「地域で支えあう“健康福祉のまちづくり”」を設定し、将来像の一つである“互いに助けあい支えあうまち むつざわ”の良さが今に残る町民性を生かし、住民と行政が互いに支えあう地域協働の人にやさしいまちづくりに取り組んできました。

本計画の主な対象者は、65 歳以上の住民ですが、年齢や状態等の違いにかかわらず、睦沢町のすべての住民が「高齢期の暮らし方」を自身のテーマとしてとらえ、若い世代においては高齢期になっても要介護状態にならないための心身の健康を維持し、手助けを必要としている高齢者への地域でのサポートに努めるとともに、高齢者においては身体的・精神的な制約の中でも、健康を維持し、これまでに培ってきた経験や知識に基づいて、積極的に活動していくことで、ともに支えあう地域福祉社会の実現を目指すものです。

高齢者本人がすべての住民とともに、地域での元気な活動や、心がかよう支えあい活動の一役を担うことで、住み慣れた地域の中で、仲間と支えあいながら、いきいきと暮らし続けられるまちづくりを目指していきます。

前計画の基本的考え方や目的等を継承し、高齢者施策を積極的に展開していくため、「睦沢町高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画」の基本理念を「すべての町民や地域の仲間が ともに支えあう まちづくり」とし、地域住民と行政との協働・連携・共生による福祉社会の実現に向けた取組を積極的に推進するものとします。

■基本理念

すべての町民や地域の仲間が
ともに支えあう まちづくり

5 施策の体系

本計画は、次のような体系で施策を展開します。

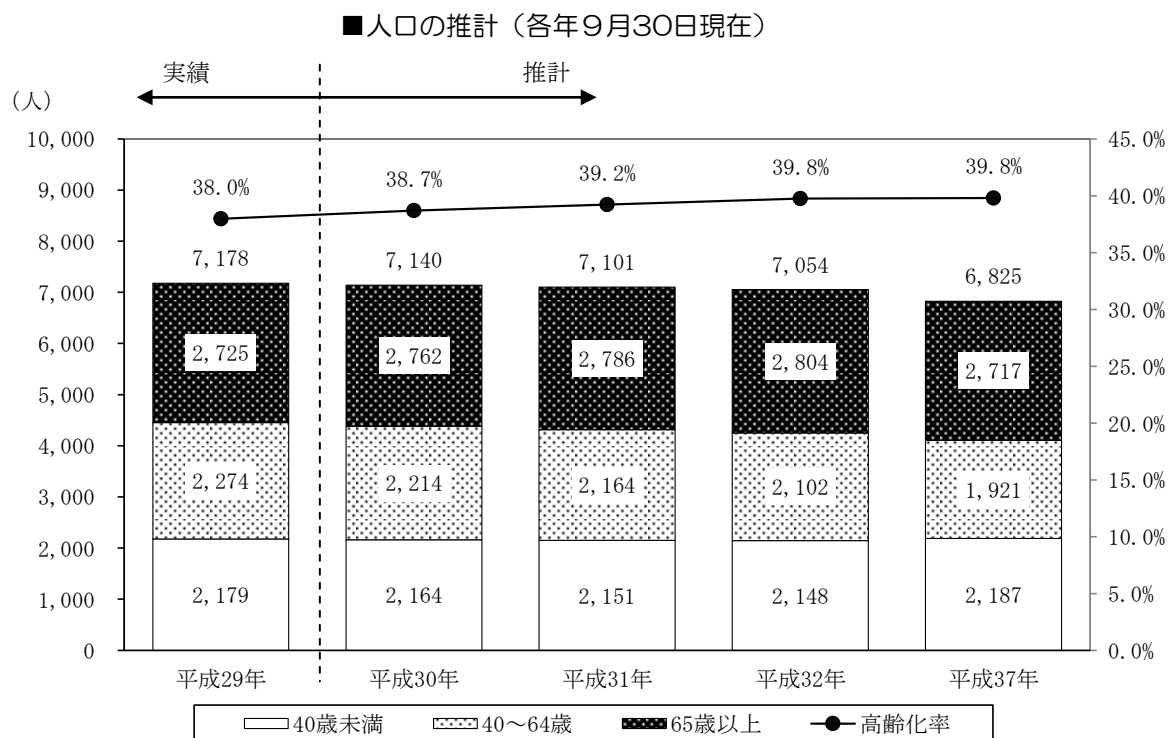
		【基本方針】	【基本施策】
すべての町民や地域の仲間が ともに支えあうまちづくり	基本方針 1	健康でいきいきと 暮らせるまちづくり	第1 健康づくり・疾病予防 1 健康づくり事業 第2 生きがい・社会参加 1 生涯学習・生涯スポーツ 2 交流活動・文化活動 3 シルバー人材センター 4 高齢農業者の支援
	基本方針 2	地域で支えあう人に やさしいまちづくり	第3 地域包括ケアシステムの深化・地域共生社会の実現に向けて 1 地域包括ケアシステムの推進 第4 地域支援事業 1 介護予防・日常生活支援総合事業 2 包括的支援事業 3 任意事業
	基本方針 3	自立した生活を支える 心豊かなまちづくり	第5 生活支援サービス 1 在宅福祉サービス 2 施設サービス 3 地域福祉活動の推進
	基本方針 4	安心して暮らせるまち づくり	第6 安全の確保
	基本方針 5	介護保険サービスの充実	第7 介護保険サービスの充実 1 在宅介護サービスの充実 2 地域密着型サービスの充実 3 施設介護サービスの提供 4 第7期計画の介護保険料の設定 5 町介護給付適正化計画
			第8 計画の円滑な推進 1 介護保険制度改正への対応 2 介護サービスの質の向上 3 情報提供・相談体制の強化 4 利用者負担の軽減 5 計画の進行管理

第5 高齢者人口等の推計

1 人口の推計

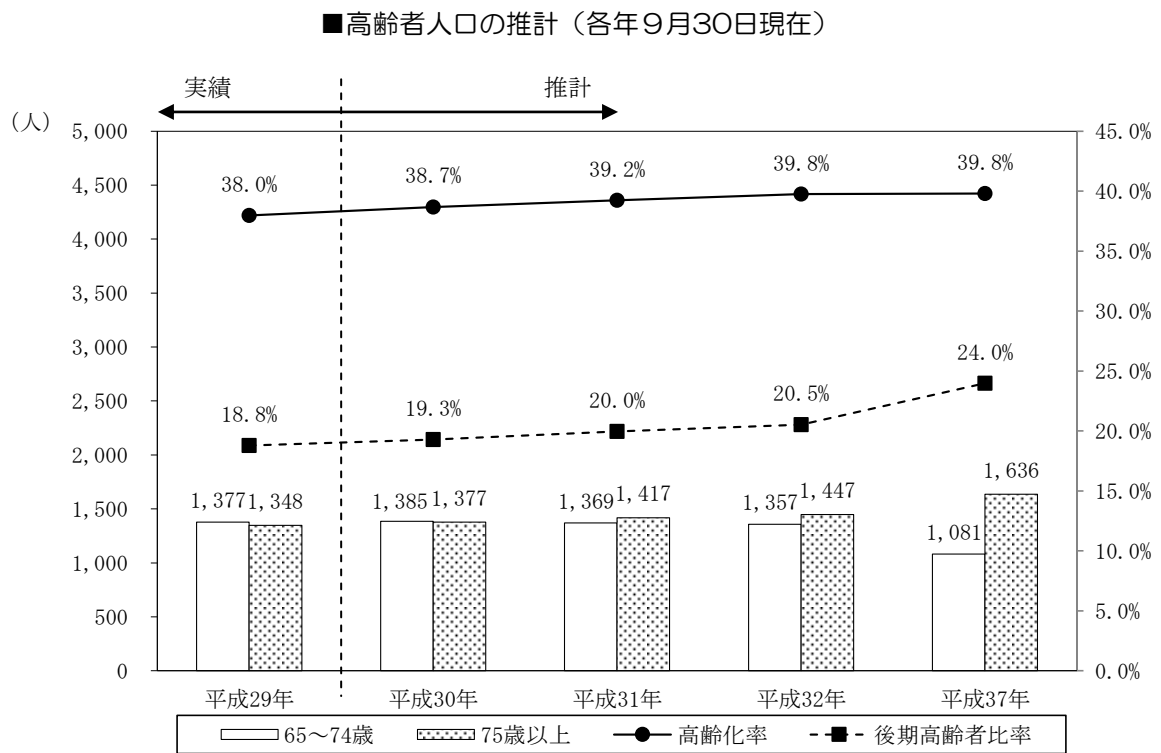
人口推計は、平成25年から平成29年9月30日現在の住民基本台帳を用いたコーホート変化率法により行いました。コーホートとは、同年に出産した集団のことをいい、コーホート変化率法とは、性別・年齢別変化率、母親の年齢階級別出生率、出生児の男女比などを用いて将来の人口予測を計算する方法です。これによると、本町の総人口は、平成29年の7,178人から減少傾向で推移し、平成32年には7,054人（1.7%減）と推計されます。

一方、65歳以上人口は、平成29年の2,725人から平成32年の2,804人へと79人（2.9%）増加し、高齢化率も1.8ポイント上昇して平成32年に39.8%になると推計されます。



	実績	推計				
		平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成37年
40歳未満 (人)		2,179	2,164	2,151	2,148	2,187
40～64歳 (人)		2,274	2,214	2,164	2,102	1,921
65歳以上 (人)		2,725	2,762	2,786	2,804	2,717
総人口 (人)		7,178	7,140	7,101	7,054	6,825
高齢化率 (%)		38.0	38.7	39.2	39.8	39.8

高齢者人口は、増加傾向にあり、特に 75 歳以上の後期高齢者の占める割合が増加し、後期高齢者比率は平成 29 年の 18.8%から、平成 32 年には 20.5%と 1.7 ポイント上昇すると推計されます。

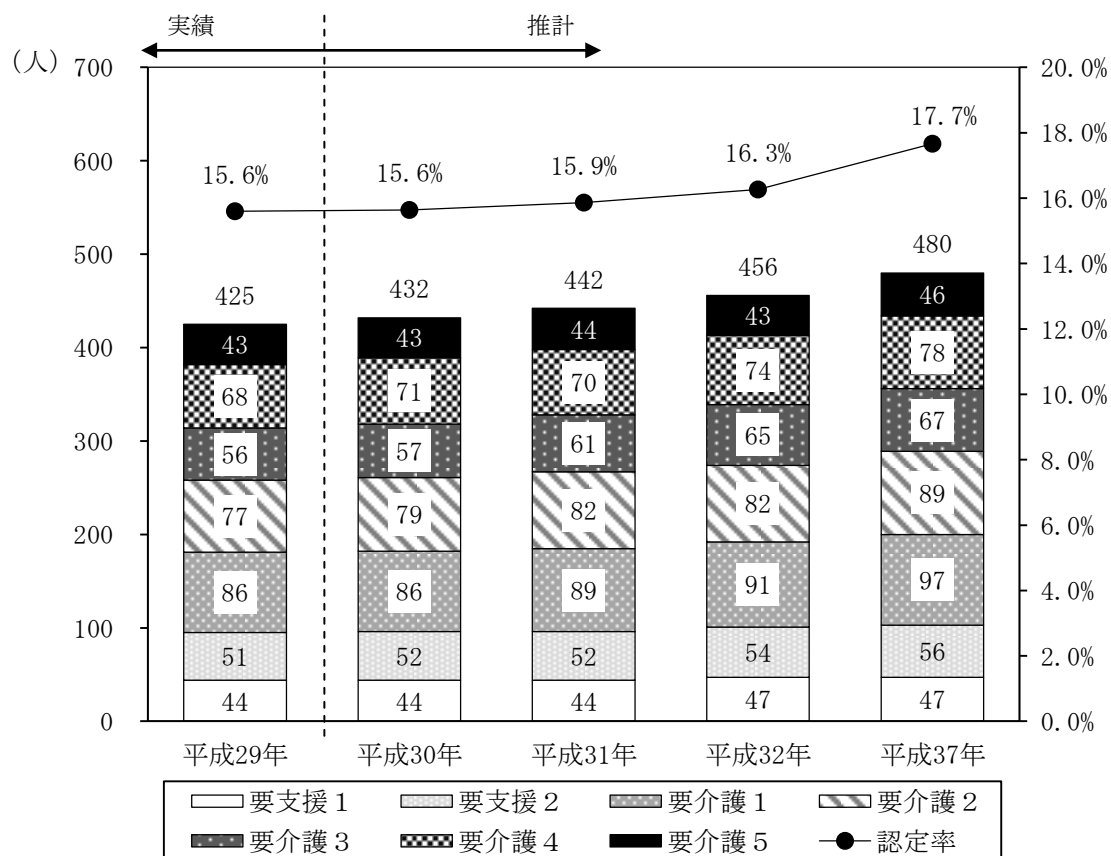


2 要支援・要介護認定者数の推計

要支援・要介護認定者数は、平成29年8月末現在で425人となっており、平成32年には456人となり、3年間で31人（7.3%）の増加が予想されます。さらに平成37年には480人と見込んでいます。また、認定率でみると、平成29年の15.6%から平成32年では16.3%と0.7ポイントの増加となっています。

要介護度別で平成29年と平成32年を比較すると、要支援1が3人（6.8%）、要支援2が3人（5.9%）、要介護1が5人（5.8%）、要介護2が5人（6.5%）、要介護3が9人（16.1%）、要介護4が6人（8.8%）の増加となっています。

■要支援・要介護認定者数の推計（各年9月30日現在、平成29年は8月31日現在）



	実績	推計			
	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	平成 32 年	平成 37 年
65歳以上人口（人）	2,725	2,762	2,786	2,804	2,717
要支援・要介護認定者数（人）	425	432	442	456	480
認定率（％）	15.6	15.6	15.9	16.3	17.7

※「認定率」＝「要支援・要介護認定者数」／「65歳以上人口」

※出典：厚生労働省「地域包括ケア「見える化」システム」

第 2 部

各 論

第1 健康づくり・疾病予防

高齢期を可能な限り心身ともに健康でいきいきと暮らし、介護が必要な状態にならないためには、生活習慣病の予防や介護予防を図ることが重要です。

各種健康づくり事業を通じて、健康増進に関する普及・啓発を図り、疾病の早期発見・早期治療に向けた健康診査・各種検診を実施します。

また、地区医師会や関係団体と連携して、生活習慣病重症化予防対策を実施します。

1 健康づくり事業

(1) 特定健康診査・後期高齢者健康診査

【内 容】

メタボリックシンドロームや生活習慣病等の早期発見、早期予防のため、40歳から74歳までの睦沢町国民健康保険加入者を対象に特定健康診査を実施し、75歳以上の方には、健康の保持増進と介護予防を目的とした後期高齢者健康診査を実施しています。

また、平成28年度からは若者健康診査の対象年齢を20歳まで引き下げ、早期からの生活習慣病の予防について意識づけを図っています。

特定健康診査（集団）未受診者に対しては、平成27年度より再勧奨通知を実施し、受診率の向上を図りました。

また、個別に医療機関で受診する場合も、特定健康診査等と同時に前立腺がん検診及び肺がん検診を受診できるように体制を整備しました。

【施策の方向】

今後も、対象者全員に個別に通知するとともに広報や防災無線、区長会、各種教室等住民が集まる機会を通じ健診PRの周知を図り、健診の必要性について普及・啓発を強化します。さらに未受診者については、医療機関との連携を図りながら再通知するなど、受診率の向上に努めます。特に、未受診の理由が治療中の方については、医師会と連携を図りながら受診率の向上に努めます。

			第6期			第7期		
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
特定健康 診査	対象者数 (人)	見込値	1,867	1,902	1,934	1,700	1,610	1,520
		実績値	1,827	1,713	1,700			
	受診者数 (人)	見込値	1,027	1,045	1,160	918	877	836
		実績値	910	902	906			
	受診率 (%)	見込値	55.0	55.0	60.0	54.0	54.5	55.0
		実績値	49.8	52.7	53.2			
後期高齢 者健康診 査	対象者数 (人)	見込値	1,282	1,300	1,400	1,230	1,270	1,300
		実績値	1,134	1,182	1,218			
	受診者数 (人)	見込値	300	350	400	400	420	440
		実績値	341	374	389			
	受診率 (%)	見込値	23.4	26.9	28.6	32.5	33.1	33.8
		実績値	30.1	31.6	31.9			

(2) 各種がん検診

【内 容】

がんの早期発見・早期治療により、がん死亡者数を減少させることを目的として、集団では胃がん、大腸がん、乳がん、子宮がん、前立腺がん、肺がん検診を実施し、一部がん検診については、他の検診との同時実施をしています。また、受診率向上のため、集団検診の予備日や土曜日検診を設け実施します。個別では乳がん、子宮がん、前立腺がん、肺がん検診を実施しています。

【施策の方向】

受診率の向上を図るため、対象者には個別に通知するとともに、広報や防災無線による周知をはじめ、特定年齢層への女性のがん検診等の無料クーポン券の配布、検診日数の拡充など、受診率の向上に努めます。特に若い女性における婦人科検診の受診率向上のため、集団検診当日の保育体制について検討します。

また、より一層のがん検診等の受診率の向上を図るため、各種協議会等と連携しながら普及活動を実施するとともに、検診希望調査の実施について検討します。

			第6期			第7期		
			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
胃がん 検診	対象者数 (人)	見込値	2,812	2,810	2,802	5,000	4,900	4,800
		実績値	5,007	5,031	5,008			
	受診者数 (人)	見込値	730	790	840	590	590	590
		実績値	645	595	576			
	受診率 (%)	見込値	26.0	28.1	30.0	11.8	12.0	12.3
		実績値	12.9	11.8	11.5			
	精検者数 (人)	見込値	52	56	59	18	18	18
		実績値	18	19	24			
子宮がん 検診	対象者数 (人)	見込値	1,907	1,907	1,906	3,200	3,100	3,000
		実績値	3,266	3,249	3,245			
	受診者数 (人)	見込値	710	743	762	700	700	700
		実績値	713	695	705			
	受診率 (%)	見込値	37.2	39.0	40.0	21.9	22.6	23.3
		実績値	21.8	21.4	21.7			
	精検者数 (人)	見込値	6	7	7	3	3	3
		実績値	7	14	2			
乳がん 検診	対象者数 (人)	見込値	1,818	1,818	1,817	2,940	2,920	2,900
		実績値	2,641	2,969	2,968			
	受診者数 (人)	見込値	855	882	908	970	970	970
		実績値	876	888	973			
	受診率 (%)	見込値	47.0	48.5	50.0	33.0	33.2	33.4
		実績値	33.2	29.9	32.8			
	精検者数 (人)	見込値	33	34	35	25	25	25
		実績値	22	25	40			
	がん発見 数 (人)	見込値	1	1	1	1	1	1
		実績値	0	1	0			

			第6期			第7期		
			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
肺がん 検診	対象者数 (人)	見込値	2,812	2,810	2,802	5,000	4,900	4,800
		実績値	5,007	5,031	5,008			
	受診者数 (人)	見込値	1,300	1,350	1,400	1,275	1,274	1,272
		実績値	1,239	1,256	1,265			
	受診率 (%)	見込値	46.2	48.0	50.0	25.5	26.0	26.5
		実績値	24.7	25.0	25.3			
	精検者数 (人)	見込値	7	8	8	18	18	18
		実績値	18	17	12			
	がん発見 数 (人)	見込値	1	1	1	1	1	1
		実績値	0	0	0			
大腸がん 検診	対象者数 (人)	見込値	2,812	2,810	2,802	5,000	4,900	4,800
		実績値	5,007	5,031	5,008			
	受診者数 (人)	見込値	1,200	1,300	1,400	970	970	970
		実績値	1,036	993	962			
	受診率 (%)	見込値	42.7	46.3	50.0	19.4	19.8	20.2
		実績値	20.7	19.7	19.2			
	精検者数 (人)	見込値	107	116	125	63	63	63
		実績値	67	63	63			
	がん発見 数 (人)	見込値	1	1	1	1	1	1
		実績値	0	0	0			
前立腺が ん検診	対象者数 (人)	見込値	2,040	2,082	2,131	1,910	1,890	1,870
		実績値	1,959	1,951	1,941			
	受診者数 (人)	見込値	500	520	540	520	520	520
		実績値	508	499	520			
	受診率 (%)	見込値	24.5	25.0	25.3	27.2	27.5	27.8
		実績値	25.9	25.6	26.8			
	精検者数 (人)	見込値	31	32	33	40	40	40
		実績値	28	31	39			
	がん発見 数 (人)	見込値	1	1	1	1	1	1
		実績値	1	1	1			

（３）糖尿病性腎症重症化予防対策

【内 容】

特定健康診査又は後期高齢者健康診査を受診した結果、特定保健指導の実施に加え、特に糖尿病性腎症の発症リスクが高く重症化しやすい方を対象に、保健師・栄養士による来所面談や訪問により、生活習慣改善のための保健指導又は受診勧奨指導を実施し、疾病の重症化予防を図ります。

【施策の方向】

対象となった方が医療機関の受診につながり、適切な治療を開始できるよう支援します。

また、他の疾患を持ち、かかりつけ医療機関がある方については、医師会や薬剤師会等関係者間と連携を図りながら対象者の把握に努め、切れ目のない支援が継続できるように努めます。

	第7期		
	平成30年度	平成31年度	平成32年度
指導対象者（人）※1	9 (国保4・後期5)	8 (国保4・後期4)	7 (国保3・後期4)
指導実施者（人）	9	8	7
指導実施割合（％）	100	100	100

※1 HbA1c（6.5以上-糖尿病治療中）かつ次のいずれか

①尿蛋白（±）以上

②血清クレアチニン検査 60ml/分/1.73㎡未満（70歳以上：50ml/分/1.73㎡未満）

（４）ウェストへるス塾

【内 容】

生活習慣病予防・改善のため科学的根拠に基づいた、筋力トレーニングと有酸素運動及び栄養改善プログラムを1クール6か月間実施し、内臓脂肪を減少させることができ、脳卒中や心疾患の発症につながる危険因子を解消し、生活習慣の改善を図っていきます。また、平成27年10月から夜間の教室を開催し、日中働いている世代の参加がみられています。

【施策の方向】

夜間の開催で働く世代の参加はあるものの、参加者の増加はあまりない状況ですが、継続実施していきます。今後、参加者のさらなる増加を図るため、口コミ等をはじめ、健康ポイントの対象項目として参加人数の増加に向けて取り組みます。

		第6期			第7期		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
開催回数（回）	見込値	100	110	120	114	114	114
	実績値	101	121	114			
参加延人員（人）	見込値	1,900	2,000	2,100	2,200	2,200	2,200
	実績値	2,283	2,163	2,191			

（５）みんなで健幸ウォーク事業

【内 容】

生活習慣病予防やロコモティブシンドローム※予防、介護予防を目的に健康づくり事業の一環として、ウォーキング自主グループの協力により、町内の30分から1時間のモデルコースを定期的に歩いており、歩くこと、運動することが生活の中に定着するよう啓発し、仲間づくりを支援していきます。

平成26年度は総合運動公園をスタートに5kmコースで実施しましたが、参加状況があまりよくなかったため、平成27年度からは各地区の区民センター等を集合場所とし、3kmコースを設定して実施しました。

また、平成28年度からは7・8月にも夕涼みウォークを夕方に実施しています。「むつざわ健幸ウォーキングサポートクラブ」員が準備運動、整理体操を実施し、さらに平成29年度からは、道の清掃、ウォーキングコースの下見等の協力を得て実施しています。

【施策の方向】

今後はより身近な場所で歩行できるように、町内全域において歩行コースを設定し、各地区において自主的にウォーキングが楽しめるよう支援します。さらに、「むつざわ健幸ウォーキングサポートクラブ」員の活動の幅が広がるような学習会の開催を検討します。

※ロコモティブシンドローム：骨、関節、靱帯など運動器の機能の衰えにより「要介護」状態になるリスクが高まる状態。和名：運動器症候群

		第6期			第7期		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
開催回数（回）	見込値	10	10	10	12	12	12
	実績値	10	12	12			
参加延人員（人）	見込値	300	320	340	600	610	620
	実績値	496	566	600			

（６）保健栄養推進員

【内 容】

地域住民の保健衛生思想の普及と健康意識の高揚を図ることが大切です。

疾病の予防や健康の保持増進の認識と自覚を高めることを目的として、保健栄養推進員に対し、健康や栄養に関する学習会を定期的を開催しています。

「私達の健康は私達の手で」をスローガンに、各地区において住民の集まる場を利用して、研修で習得した内容を地域住民に伝達し、正しい食生活への改善を図っています。

これまでは、健康教室を各班で年に１回開催していましたが、平成27年度から運動を主とした健康運動教室を開催しています。平成28年度から各班で年２回開催しています。また、平成28年度は特定健診の保健指導対象者に、塩分アンケートや0.6%塩分含浸ろ紙の体験をしてもらい、減塩の伝達活動に取り組んでいます。

【施策の方向】

保健栄養推進員の健康づくりに関する知識の向上を図るため、研修内容の充実を図ります。また、高血圧治療者が多いことから、今後も減塩活動には積極的に取り組んでいきます。

推進員が地域とつながった普及活動を積極的に行えるように支援します。

		第6期			第7期		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
開催回数（回）	見込値	82	80	82	280	280	280
	実績値	108	273	280			
参加延人員（人）	見込値	1,220	1,200	1,220	2,000	2,000	2,000
	実績値	1,407	1,944	2,000			

第2 生きがい・社会参加

1 生涯学習・生涯スポーツ

高齢者を取り巻く社会の現状を踏まえ、安心して過ごすことができる知識や技術を身につけることができるよう、防犯・防災対応、年齢に応じた健康教室など学習内容の充実がさらに求められています。そのため、睦沢町教育振興基本計画に基づき、各部署と連携しながら総合的な支援体制の確立を図ります。

また、住民のスポーツニーズに応えるため、指導者の育成や住民の生涯スポーツ活動への積極的な支援に努めます。

(1) 生涯学習

生涯学習活動の充実を図るため、高齢者の学習ニーズを把握するとともに、社会の実情に応じた必要な学びを、各種団体と連携しながら多様な学習機会の提供に努めます。睦和大学では年8回活動する中で、町内の文化財めぐりやしめ飾り作り、体育施設でのグラウンドゴルフや太極拳、防災講習会、安全教室、町健康保険課による健康教室、料理教室を実施しています。参加者の出席率は60%以上、いろいろな人との交流や様々な体験をすることによりスキルアップしています。

今後も、各種団体の指導者や生涯学習ボランティア等の育成・支援を推進するとともに、団体相互の交流活動を促し、活性化を支援します。

また、平成30年度から睦沢小学校コミュニティ・スクールの導入に伴い、学校支援ボランティアとして、これまで身につけてきた知識や技術を活かし、学校を支援する取組を通して、生きがいを持てる場の拡大を図ります。

(2) 生涯スポーツ

多くの住民が生涯にわたってスポーツに取り組むことができるように、総合型地域スポーツクラブにより町バスを利用して町外で季節の自然を楽しみながらのウォーキングの企画や町の体育施設の多目的広場でグラウンドゴルフ等を実施しています。今後は年齢やライフスタイルに応じたスポーツ教室、スポーツ大会の充実を図ります。さらに町スポーツ推進委員により、新たなニュースポーツ（軽スポーツ）の普及に努めます。

また、健幸むつざわロードレース大会ではウォーキングコースを設定し、高齢者でも気軽に参加できるようなコースを検討し、スポーツイベントの充実に努めます。

なお、各種スポーツ活動の会場まで交通手段がなく、参加できない高齢者について、町バスでの送迎や各地区のコミュニティーセンターでの実施などを検討します。

2 交流活動・文化活動

高齢者同士の交流や多世代間でふれあう機会の充実を図り、高齢者が地域の中で生きがいにあふれた暮らしを送ることができるよう努めます。

（１）老人クラブ活動

地域を基盤とする高齢者の自主的な活動であり、高齢者の生きがいや健康づくりに寄与しています。そして、明るい長寿社会の実現や保健福祉の向上につながっています。現在、老人クラブは年々加入者が減少し、会員の高齢化が進んでいます。また、団体数も減少傾向にあります。そのため、当該活動を支援するとともに、リーダー養成や若手会員の勧誘など、地域の実情に応じた多様な活動の促進やより一層の活性化を図ります。これにより、高齢者を主体とする介護予防と相互の生活支援という観点からも、その活動や役割が期待されます。

（２）文化・芸術活動

「ふれあいコンサート」では、若かりし頃を思い出し活力につながるような演者を選び、健幸長寿を目指して実施しています。コンサート・映画鑑賞などを実施し、心豊かな暮らしにつなげていきます。

また、公民館で活動している各団体等については睦沢の芸術の発表の場とし、「ふるさと芸能発表会」「創作美術展」を年１回開催し、伝統文化の継承としたり、出品者の日頃の成果を見ていただくことで満足感や意欲につなげ、訪れた方にも良い刺激となり生涯学習の推進を目指して実施しています。趣味活動を始める機会となるよう、各種サークルの活動支援や、発表の場の拡充を図り、高齢者の生きがいづくりや仲間づくりにつなげていきます。

(3) ふれあい事業

一人暮らしや家族がいても昼間は一人きりで生活している、閉じこもりがちな高齢者を対象に、会話やゲームなどを行うふれあいの場として、「ふれあいサロン」の開催地区の拡大や「地域福祉交流会」の充実に努めます。「ふれあいサロン」は、小学校区ごとに開催しています。保健所職員による健康講話、町保健師によるミニ予防教室、生涯大学サークルによる落語等の観覧、参加型のイベントとして、笑いヨガを実施しています。「地域福祉交流会」は、健康講話、工作など室内での実施のほか、年2回の外出を実施しています。平成29年度より、ミニデイサービスを週1回実施しています。

平成30年の小学校統合により、地区社会福祉協議会による「ふれあいサロン」の事業について、見直しを検討します。

3 シルバー人材センター

シルバー人材センターは「自主、自立、共労、共助」の理念のもとに高齢者の知識や経験を活かし、就業を通じた生きがいの充実、地域社会への参加・貢献等を目標に、一般家庭からの依頼、公共機関、民間企業からの依頼により、高齢者の労働力を提供しています。

町では、シルバー人材センターに対し、事業の拡大・発展を促進し、健康で働く意欲のある高齢者に対して就労機会の確保とともに、生きがいづくりと社会参加の促進を図ります。

4 高齢農業者の支援

高齢者の経験や知識、技術を生かし、生きがいとやりがいを持って農業を行うことができる環境づくりに努めます。

町では、基幹産業の一つである農業を支える高齢者を支援し、「道の駅」や直売所へ農産物を出荷するための、農業に関する知識や技術を学ぶ「農業塾」を開催し、高齢者の生きがい・やりがいづくりと収入の確保に努めます。

第3 地域包括ケアシステムの深化・地域共生社会の実現に向けて

1 地域包括ケアシステムの推進

地域包括ケアシステムとは、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される体制のことです。

地域包括ケアシステムの推進にあたっては、介護保険制度の目的が高齢者の尊厳の保持とその有する能力に応じた自立生活の支援であることを再認識し、本人の住まいや暮らし方に対する意思に基づいた選択と自立支援の観点から、統合的なケアの提供を行うことが前提となります。

しかしながら、町では限られた資源の中で、地域包括ケアシステムの構築が可能となる特効薬はありませんが、今後も地域包括支援センターを中心に自立支援・介護度重度化防止に向けた取組を引き続き実施していきます。

高齢者の身近な総合相談窓口となり、様々な分野の課題が絡み合って複雑化している相談に対し、相談者が納得のいく支援を目指していきます。

福祉課では高齢者、障害者（児）、生活困窮者の相談窓口を兼ねており、包括的に「縦割り」ではなく「まるごと」相談を行い、関係機関等への調整を引き続き実施していきます。

また、少子高齢化のさらなる進展により介護人材が減少し、地域の支え手となる人材を確保する必要性が生じています。

生活支援体制の整備について、生活支援コーディネーターと連携を図るとともに、地域共生社会の体制づくりを視野に入れながら、介護者の介護負担が少しでも軽減される仕組みづくりを、地域ケア会議や協議体で検討していきます。

■地域包括ケアシステムの姿

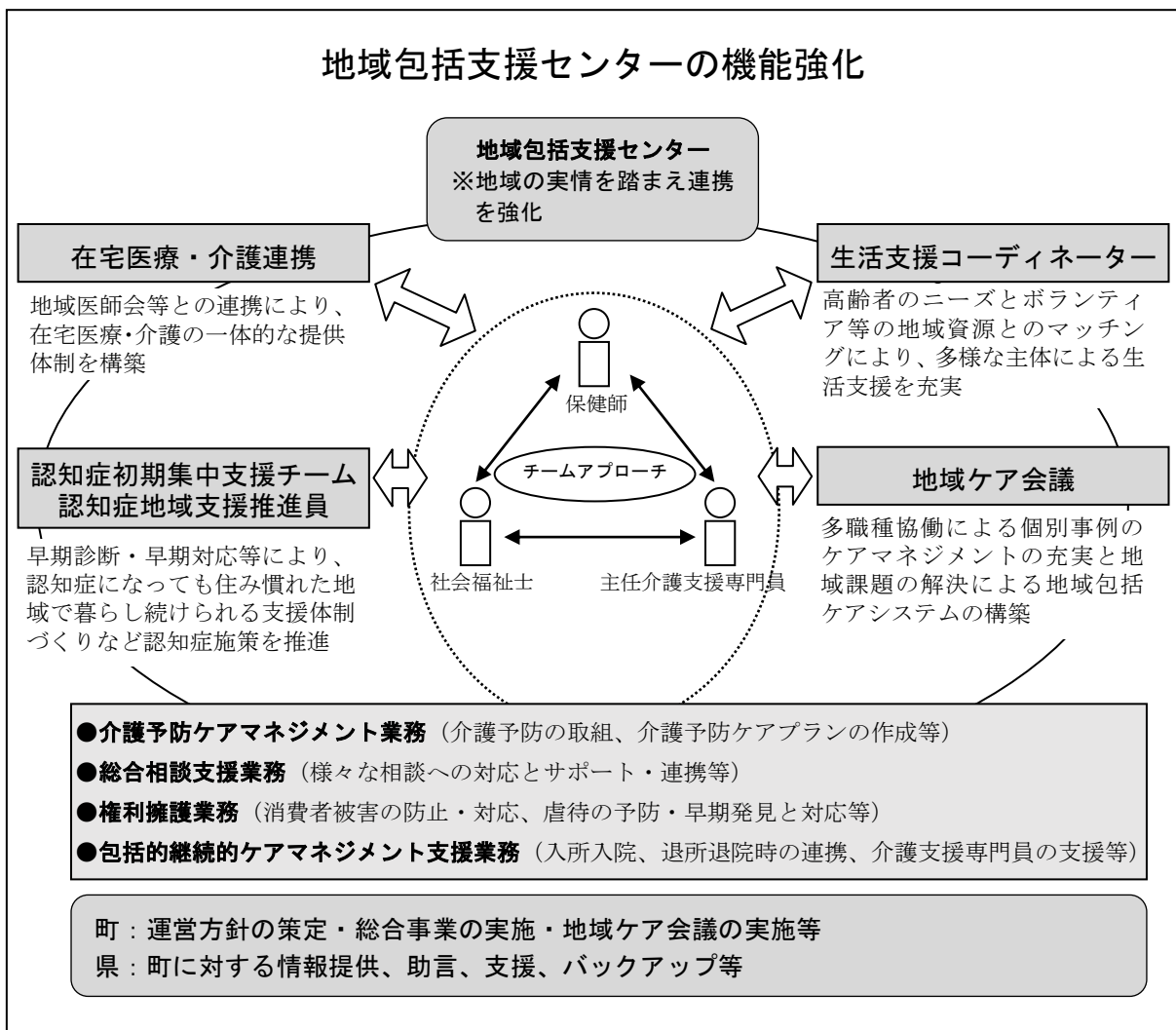


（１）地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターでは、高齢者が要支援や要介護の状態になることをできるだけ抑えて健康的な生活を持続するため、従来の介護予防事業の充実や権利擁護、相談事業に努めています。

平成 30 年度より、認知症施策の推進として認知症初期集中支援チームを設置します。また、第 6 期計画において認知症地域支援推進員を 4 名配置しました。

在宅医療・介護連携の仕組みづくりや地域ケア会議（必要時、随時開催）の充実と生活体制整備事業推進のため、平成 28 年 4 月より、社会福祉協議会に生活支援コーディネーターを配置し、引き続き、高齢者に最適かつ総合的なサービスが提供できるケアマネジメント機関としての機能の充実を図ります。



第4 地域支援事業

地域支援事業は平成 18 年度に創設された事業で「介護予防事業」「包括的支援事業」「任意事業」で構成されました。

平成 27 年度の介護保険法の改正により、地域包括ケアシステムの一翼を担う地域支援事業については、大幅な見直しが行われました。

これらの見直しを受けて、全国一律の予防給付（介護予防訪問介護・介護予防通所介護）を市町村が取り組む地域支援事業に移行し、「介護予防・日常生活支援総合事業」「包括的支援事業」「任意事業」として実施されることになりました。

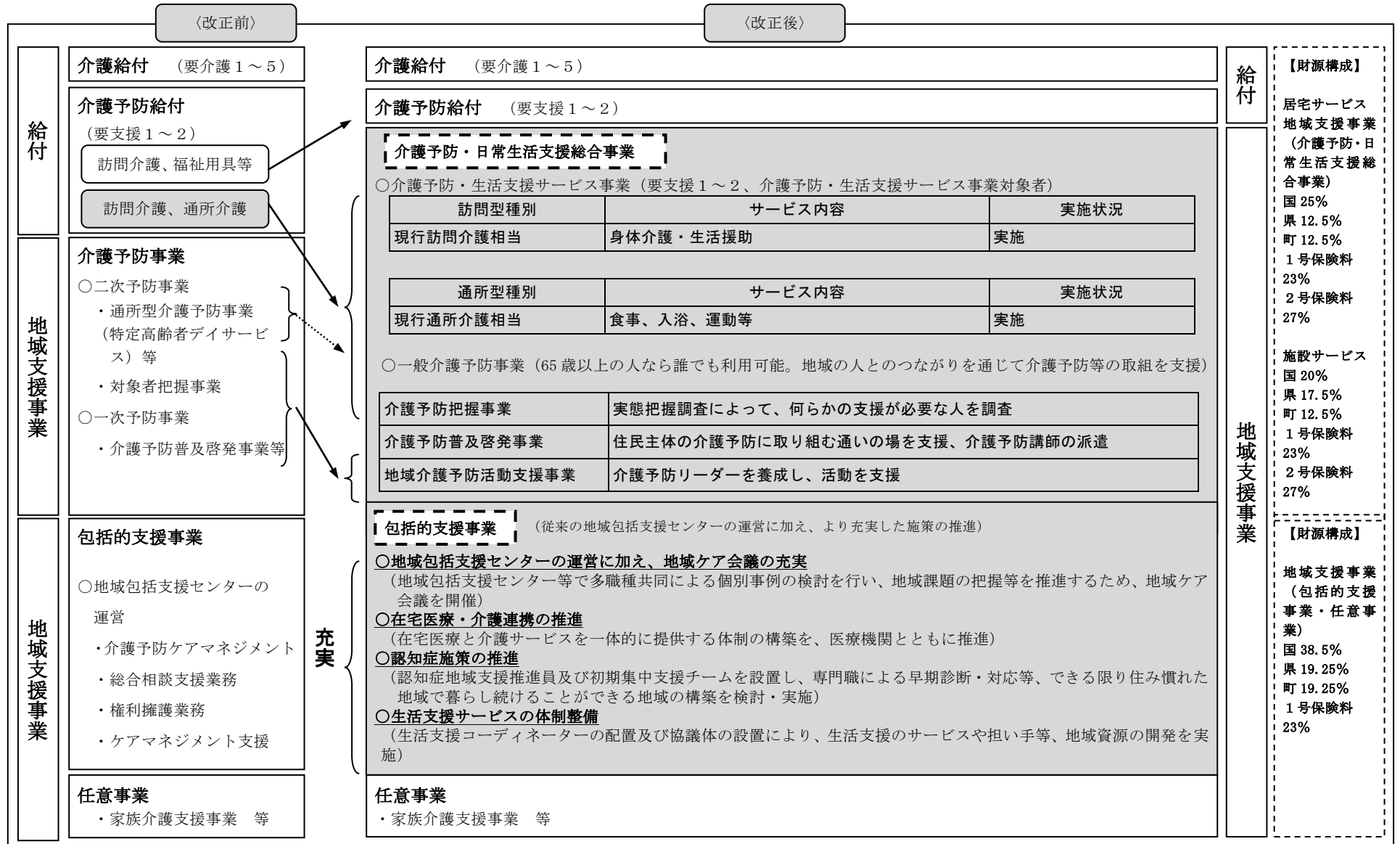
総合事業では、既存の介護事業者による既存サービスに加え、NPO、民間企業、住民ボランティア等の多様な主体によるサービスを提供することにより、サービスの効率化と費用の抑制を図りながら、要支援者に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指すものです。

また、包括的支援事業では「在宅医療・介護連携の推進」「生活支援サービスの体制整備（生活支援体制整備事業）」などが位置づけられており、引き続き事業の充実を図っていきます。

1 介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防の必要な高齢者を早期に把握しながら、要支援・要介護状態になることを予防し、できる限り健康でいきいきとした生活を送ることができるよう、町が主体となって介護予防に向けたサービスを提供していきます。

■睦沢町の地域支援事業、介護予防・日常生活支援総合事業の概要



（１）介護予防・生活支援サービス事業

多様な生活支援ニーズに対応し、身近な地域の社会資源を活用しながら要支援・要介護状態を予防し、心身の健康状態を維持できるよう、予防給付のうち、訪問介護及び通所介護については、新しい介護予防・日常生活総合事業を実施します。

① 訪問型サービス

要支援者等に対し、自立した日常生活を営むことができるよう、居宅に本町の指定を受けている事業所の訪問介護員等が訪問し、また、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供します。生活支援コーディネーターと連携し、ボランティアの発掘に努めていきます。

② 通所型サービス

現行相当サービスのみ実施していますが、国の枠組みにとらわれず、一般介護予防事業で通所型サービス（ころばん教室、ミニデイサービス等）を今後も実施していきます。

③ 生活支援サービス

要支援者等に対し、在宅福祉サービスと連携して、栄養改善を目的とした配食サービスや一人暮らしの高齢者等への見守りを行っていきます。

④ 介護予防ケアマネジメント

要支援者やサービス事業対象者（基本チェックリスト該当者）等に対し、その状態や置かれている環境等に応じて自立した生活を送ることができるよう、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアプランを作成します。

（２）一般介護予防事業

これからの介護予防は、従来の一次予防事業と二次予防事業を区別せずにすべての高齢者（一般高齢者）を対象とし、運動機能回復訓練等的高齢者本人へのアプローチだけではなく、生活環境の整備や地域の中に生きがい・役割を持って生活できるような居場所や出番づくりなど、高齢者本人を取り巻く環境への支援を含めた、バランスのとれたアプローチが重要です。

そのため、介護予防活動をサポートする睦沢町介護予防推進員を育成し、睦沢町介護予防推進員が町内各地区コミュニティセンター等で行う「出張予防教室」を開催します。また、自主的に介護予防活動を行う老人クラブの支援や、保健栄養推進員地区伝達活動として、保健栄養推進員と共催で「地区健康教室」を実施します。

さらに、介護予防を機能強化する観点から、従来の介護予防運動を取り入れた「健康体操教室」や認知症予防のための「いきいき脳の健康教室」等、一人一人が日常的に介護予防に取り組めるプログラム等を提供しています。

① 介護予防推進員の養成

【内 容】

介護予防に関する正しい知識と技術を習得した「睦沢町介護予防推進員」が、各地区で介護予防教室を行います。参加者に継続的に体を動かすように働きかけ、地域の高齢者に介護予防を広める活動や、介護度重度化防止に資する活動を行うことで、介護予防を推進します。

平成27年度までは千葉県で養成していましたが、平成28年度から町独自で介護予防推進員養成研修を実施しています。

【施策の方向】

町全地区に介護予防推進員を配置し個々の能力向上に努め、自立した活動ができるよう努めます。

■介護予防推進員の養成状況

		第6期			第7期		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
実人数（人）	見込値	33	40	45	50	50	50
	実績値	37	42	47			

② 出張予防教室

【内 容】

睦沢町介護予防推進員が中心となり地域のボランティアとともに、区民センターや地区集会所など14地区で開催し、身近な場所で運動や口腔体操、レクリエーション等を行い、介護予防や閉じこもり予防に努めます。

【施策の方向】

今後町内全地区で実施できるよう、開催地区を広げ参加者の拡大を図るとともに、内容の充実に努めます。

■出張予防教室実施状況

		第6期			第7期		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
開催回数（回）	見込値	96	110	120	130	140	140
	実績値	95	133	138			
参加延人員（人）	見込値	1,000	1,200	1,400	1,400	1,400	1,400
	実績値	987	1,304	1,300			

③ 健康体操教室

【内 容】

高齢者の身体機能の向上を目的とした運動を行い、介護予防に努めるとともに、閉じこもりを予防し、仲間づくりの場づくりに努めます。平成28年度から講師を変更し、内容の見直しを行いました。

【施策の方向】

高齢者の身体機能の維持・向上のための普及・啓発に努め、今後も継続して実施していきます。

■健康体操教室実施状況

		第6期			第7期		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
開催回数（回）	見込値	47	48	48	47	47	47
	実績値	46	48	46			
参加延人員（人）	見込値	1,000	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
	実績値	956	850	900			

④ いきいき脳の健康教室

【内 容】

週1回の外出の機会を設け、脳を活性化し認知症を予防するための指導教材による学習とコミュニケーションを基本とした脳の健康教室を開催しています。平成26年度から定員を24名～30名に増員し、継続実施しています。

【施策の方向】

認知症施策として内容の充実を図り、今後も継続して実施していきます。

■いきいき脳の健康教室実施状況

		第6期			第7期		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
開催回数（回）	見込値	40	40	40	39	39	39
	実績値	39	39	38			
参加延人員（人）	見込値	1,000	1,100	1,200	1,100	1,100	1,100
	実績値	933	1,032	1,100			

⑤ 認知症サポーター養成講座

【内 容】

県が主催する認知症キャラバンメイト養成講座の受講を終了した方が、一般住民に対し、認知症についての正しい理解と知識の普及、対応についての講義やミニ学習会を実施し、認知症の方や家族に対し、見守り、声かけ、手助けをするなど、温かく見守る支援者を養成します。平成28年度から中学校3年生を対象に養成講座を実施し、平成29年度には企業向け、役場職員向けの養成講座を実施しました。

【施策の方向】

今後も各地区で講座を開催し、サポーターを増やしていきます。

■認知症サポーター養成講座実施状況

		第6期			第7期		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
開催回数（回）	見込値	2	4	6	2	2	2
	実績値	3	1	2			
参加延人員（人）	見込値	50	100	150	50	50	50
	実績値	101	50	95			

⑥ ころばん教室（運動器機能向上プログラム）

【内 容】

転倒予防を目的に理学療法士、作業療法士による専門的な運動器の訓練を行い、将来要介護状態にならないよう予防する教室です。介護老人施設睦沢の里へ委託し、6か月を1クールとし、前期・後期に分け、週1回実施します。送迎を行い、閉じこもり予防、仲間づくりの場にもなります。

【施策の方向】

高齢者の運動器機能向上のため、今後も継続して実施していきます。

■ころばん教室実施状況

		第6期			第7期		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
開催回数（回）	見込値			42	42	42	42
	実績値	43	42	42			
参加延人員（人）	見込値			440	500	500	500
	実績値	499	529	450			

⑦ 高齢者げんき教室

【内容】

平成 29 年度から要介護リスクの高い基本チェックリスト該当者等に対し、ミニデイサービスを行っています。社会福祉協議会へ委託（送迎付）し、介護認定要支援の方でデイサービス等の通所系サービス未利用者も対象としています。教室では運動、口腔機能向上、レクリエーション等を実施し、介護リスクを減少させる取組を行います。

【施策の方向】

平成 29 年度から実施し、利用者の状況をみて徐々に回数を増やしていく予定です。平成 30 年度からは2回とし、平成 32 年には週3回を見込み要支援者の通所系サービスの充実を図ります。

■高齢者げんき教室（ミニデイサービス）実施状況

		第6期			第7期		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
開催回数（回）	見込値			48	100	100	145
	実績値			46			
参加延人員（人）	見込値			560	1,200	1,400	2,000
	実績値			500			

2 包括的支援事業

包括的支援事業では、以下の「地域包括支援センター運営事業」「在宅医療・介護連携の推進」「認知症施策の推進」「生活支援サービスの体制整備（生活支援体制整備事業）」の4つの取組を行います。

（1）地域包括支援センター運営事業

① 地域ケア会議の推進

地域包括ケアシステムの実現を目指し、地域課題の解決に向けた多職種連携や資源開発を行い、高齢者が地域で生活しやすい環境づくりが実現できるよう地域包括支援センターを中心に地域ケア会議を行います。現在、個別のケア会議を随時実施しています。

今後は、地域課題に向けたケア会議を町主体で実施していきます。その際、生活支援体制の協議体と併せて実施していくことも検討しています。

② 権利擁護業務

誰もが地域で安心して暮らすことができるよう、地域包括支援センターを中心に、高齢者虐待の防止に努めるとともに、関係機関等との連携を図りながら、成年後見制度や日常生活自立支援事業等の各種制度についての周知や利用に向けた支援等を行います。

ア 高齢者虐待の防止

「高齢者虐待防止法」に即した適切な対応がとれる体制を整備するとともに、地域全体で虐待の予防、早期発見・早期対応に向けて取り組むことができるよう、関係機関からの通報、発見時は受理会議を開催し、随時対応しています。今後も、関係機関等との連携を強化しながら、地域全体で見守る体制づくりに努めます。

イ 成年後見制度の利用促進

成年後見制度は、認知症高齢者や精神上の障害により判断能力が不十分な方について、契約の締結等を代わりに行う代理人などを選任し、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合にそれを取り消すことができるようにすることなどにより、これらの方を不利益な状態から守る制度です。年々相談件数は増えており、必要に応じて支援しています。

町では、成年後見制度についての理解と利用促進のための広報活動等を行うとともに、必要に応じて成年後見制度利用支援事業を活用するなど、判断能力や意思決定の不十分な方々への支援体制を構築します。

ウ 日常生活自立支援事業の利用促進

日常生活自立支援事業は、判断能力に不安を持った方々への日常生活上の金銭管理や福祉サービスの利用援助（代行、代理、情報提供）などの支援を行うものです。

町では、町社会福祉協議会との連携を強化し、必要な方に対して日常生活自立支援事業の利用促進を図ります。

③ 総合相談支援業務

高齢者から初期段階での相談や対応の難しい相談等を受け付け、どのような支援が必要かを把握し、適切なサービス、関係機関、制度の利用につなげていきます。

④ 包括的・継続的ケアマネジメント業務

地域における包括的・継続的なケア体制の構築、介護支援専門員と他の様々な職種・関係機関との連携を図り、介護支援専門員に対し研修の実施、支援困難事例等への指導・助言などを行います。

（２）在宅医療・介護連携の推進

疾病を抱えても、自宅等の住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けられるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護の提供を行います。

① 地域の医療・介護サービス資源の把握

地域の医療機関や介護サービス事業者等の情報収集を行い、リスト・マップ化で提供し、介護から医療への連携につなげ相談しやすくします。そのため、茂原市長生郡管内統一で医療マップを作成しました。茂原市ホームページへリンクする形で本町でも掲載しています。マップは随時更新していきます。

② 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応の協議

茂原市長生郡医師会や既存の会議を活用しながら、地域の課題を抽出し解決策を協議、検討します。

③ 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進

医療と介護が必要になっても、住み慣れた地域で可能な限り暮らし続けることができるよう、地域の医療・介護関係者の協力を得ながら、在宅医療と在宅介護が切れ目なく提供される体制の構築を目指し、関係機関と協議を進めていきます。

④ 在宅医療・介護サービスの情報の共有支援

きめ細かな介護サービス及び医療サービスの提供を可能とするため、千葉県作成の地域生活連携シート等を活用し、情報共有を図ります。

⑤ 在宅医療・介護連携に関する相談の受付等

在宅医療から介護への連携に関する相談体制について、現在、地域包括支援センター総合相談窓口で対応しており、今後も関係機関と連携し充実を図ります。

⑥ 在宅医療・介護関係者の研修

茂原市長生郡医師会等と連携し医療従事者、介護保険事業関係者で在宅医療や介護連携の必要性や在宅医療の実際の技法等に関する研修会を実施しています。

⑦ 地域住民への普及・啓発

講演会やパンフレット作成・配布等をとおして、地域住民の在宅医療・介護サービスに関する理解の促進を図ります。

⑧ 在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携

既存の会議等を活用しながら、千葉県、近隣市町村、関係機関と連携を図ります。

（３）認知症施策の推進

高齢者が認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けていくためには、介護者となる家族が認知症を正しく理解することが必要です。また、地域住民の理解と認知症高齢者を受け入れる温かな配慮が必要です。

認知症は早期発見が大切で、地域包括支援センターでは、医療と介護の連携を強化し、認知症の方やその家族を支援する認知症地域支援専門員（平成 26 年度に 1 名、平成 27 年度に 2 名、平成 28 年度に 1 名）を配置して専門相談を受け付けています。

認知症サポート医の協力のもと認知症初期集中支援チームについては、平成 30 年度より実施を予定しています。

また、高齢者の認知症予防の教室「いきいき脳の健康教室」は平成 26 年度から定員を増員し認知症予防に努めています。

認知症の方やその家族が地域で穏やかに暮らしていくためには、地域の支えあいがが必要です。地域にある様々なネットワークを生かすとともに、認知症を正しく理解し、認知症の方やその家族を温かく見守る応援者となる認知症サポーターを増やすため、学校、企業等、各種団体への養成講座を実施しました。

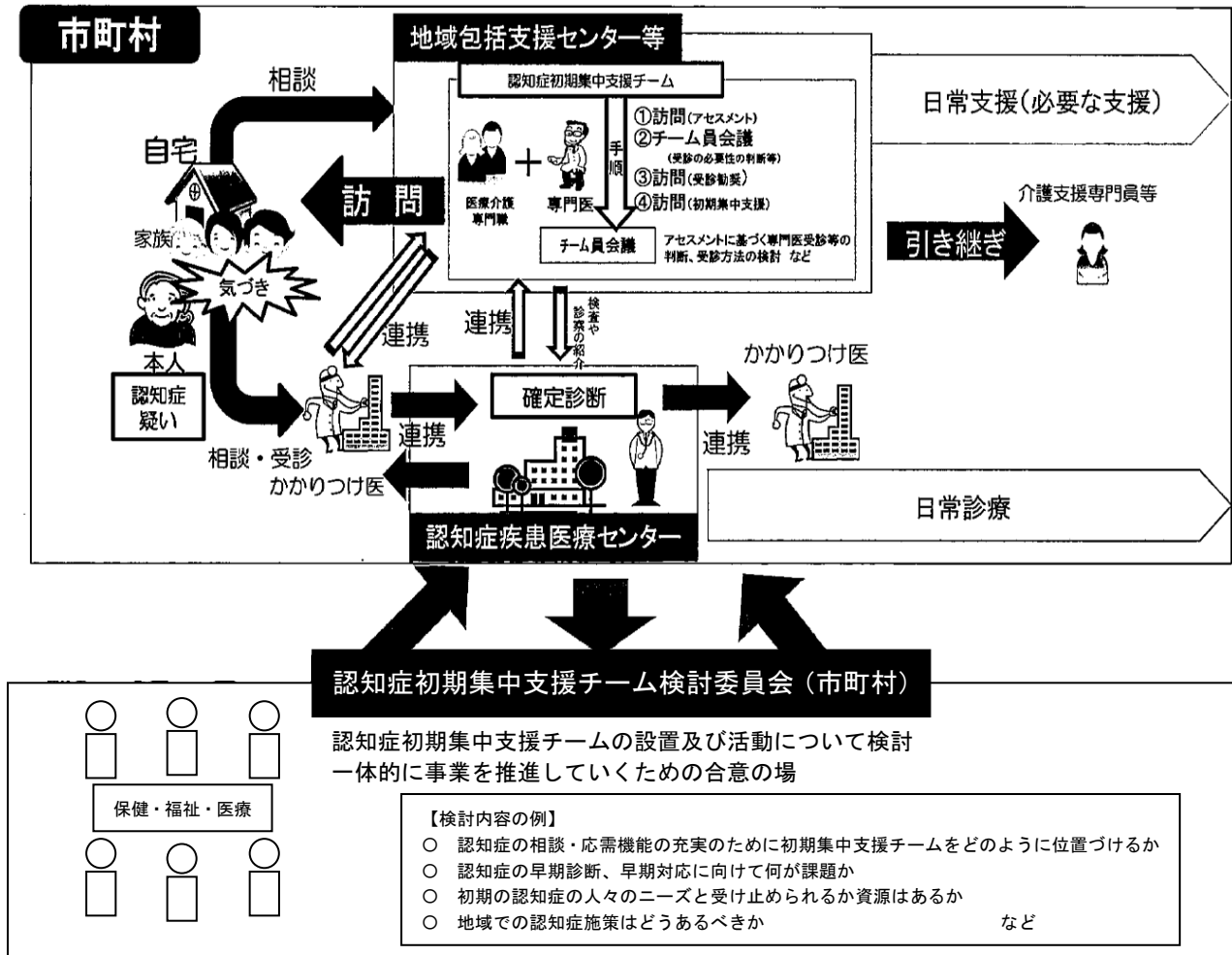
① 認知症初期集中支援チームの設置

【内 容】

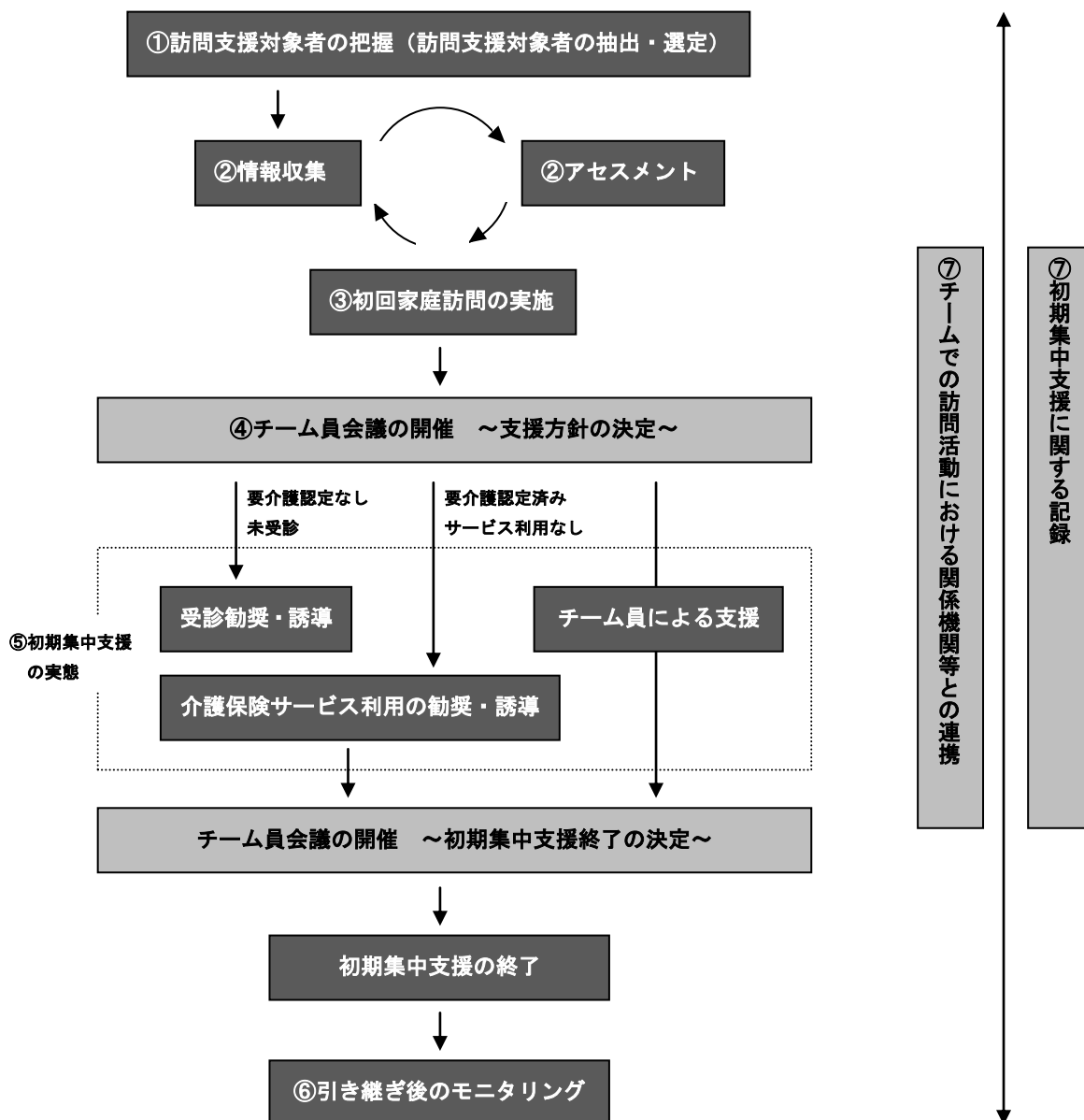
認知症初期集中支援チームは、新オレンジプランの 2 つ目の柱の「認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供」の早期診断・早期対応のための体制整備として位置づけられています。

早期に認知症の診断が行われ、速やかで適切な医療・介護等が受けられる初期の対応体制が構築されるよう、認知症初期集中支援チームの設置に取り組みます。認知症専門医の指導のもと、複数の専門職において、認知症が疑われる方、認知症の方及びその家族を訪問し、観察・評価を行った上で家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、かかりつけ医と連携しながら認知症に対する適切な治療につなげ、自立生活をサポートします。

■ 認知症初期集中支援推進事業の概念図



■認知症初期集中支援のスキーム



② 認知症地域支援推進員

【内 容】

認知症地域支援推進員とは、認知症の方に対し、状態に応じた適切なサービスが提供されるよう、医療機関、介護サービス事業所及び生活支援を行う様々な地域の支援機関をつなぐ連携支援や認知症の方及びその家族を支援するための相談業務を行います。

今後も、医療・介護等の支援ネットワークの構築や認知症対応力向上のための支援、相談支援や相談体制構築に努めていきます。

（４）生活支援サービスの体制整備（生活支援体制整備事業）

生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーター・共同体の設置・運営）は、高齢者が地域とのつながりや生きがいを持ちながら暮らしていくために、日常生活を支える生活支援サービスの体制整備を促進する事業です。睦沢町社会福祉協議会や関係機関等と連携しながら、「互助」の充実に向けた取組を推進していきます。

① 生活支援コーディネーター

生活支援サービスの充実や高齢者の生きがいづくりのための社会参加に向け、生活支援・介護予防ボランティアの養成や、地域課題や地域支援などのマッチング、地域の資源調査を実施するため、平成28年4月に社会福祉協議会に「生活支援コーディネーター」を配置しました。

② 生活支援体制整備推進協議体・地域ケア会議

生活支援サービスの充実・強化に向けて、医療・介護等の専門職、ボランティアなどの地域の多様な関係者と協働し、情報共有の場を設けることにより（協議体・地域ケア会議）体制整備を推進します。

3 任意事業

地域の実情に応じて、(1)介護予防事業、(2)包括的支援事業以外に実施するもので、本町においては、介護給付等適正化事業や家族介護支援事業、家族介護継続支援事業、福祉用具・住宅改修支援事業、成年後見制度利用支援事業等に取り組みます。

① 介護給付等適正化事業

介護給付費が適正に給付されるよう、利用者に「介護給付費通知書」を年4回通知し、利用者に確認していただきます。そして、介護サービスが利用者の自立支援に資するものとなっているか（サービス内容の適正化の観点）、不適正な介護サービスはないか（介護費用の適正化の観点）の両面から指導するとともに、監視体制を強化し介護報酬の不正請求の防止に努めます。

② 家族介護支援事業

高齢者を介護している家族や近隣の支援者等の精神的・身体的負担の軽減を図るため、毎年度1回介護者教室等を開催し、適切な介護知識・技術の習得や、外部サービスの適切な利用方法を周知し、家族介護の支援を図ります。

③ 家族介護継続支援事業

介護認定において要介護4・5と認定された方を介護する方で、介護保険サービスを利用していない町民税非課税世帯の方に対し、慰労金を支給するなど、経済的負担の軽減を図ることで、家族介護の継続を支援します。

現在、申請はありませんが引き続き実施します。

④ 福祉用具・住宅改修支援事業

福祉用具・住宅改修に関する相談・情報提供等を行うとともに、介護保険における住宅改修において、支給の申請に係る理由書の作成をした場合、その費用について助成します。現在、利用者はありませんが、引き続き実施します。

⑤ 成年後見制度利用支援事業

配偶者又は4親等以内の親族がいないなどで成年後見制度の利用ができない方について、町長が本人等に代わり申立てを行うほか、経済的な理由から申立て経費や後見人などへの報酬が支払えない方には、その経費の助成をします。

第5 生活支援サービス

日常生活において自宅で自立した生活を続けられるよう、一人暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯などを対象に、支援が必要な方に対する在宅福祉サービスの充実を図ります。

1 在宅福祉サービス

(1) 緊急通報体制の整備

【内 容】

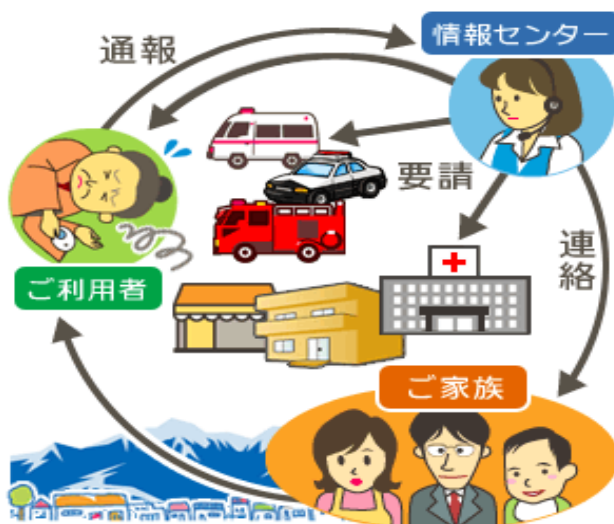
一人暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯等に対し、日常生活における緊急事態発生時に、ごく簡単な操作で受信センターに通報できる緊急通報装置を設置し、緊急時速やかに安否確認・救助活動を行うなど、高齢者の日常生活上の不安を解消するため見守りの充実強化を図っています。

【施策の方向】

一人暮らしの高齢者及び高齢者のみ世帯が増加傾向にあるため、民生委員の訪問活動や保健師等の高齢者訪問を通して機器の整備を進めます。

■緊急通報体制等整備事業の実施状況

		第6期			第7期		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
設置基数(基)	見込値	65	70	75	80	85	90
	実績値	64	66	67			



【緊急通報装置等】



(2)「食」の自立支援事業

【内 容】

町が社会福祉協議会に委託し、食事の調理が困難な高齢者に対して、日曜を除く最大週6回、昼食を居宅に届けています。直接手渡しをすることで、利用者の安否確認も兼ねています。1人あたりの利用回数が多くなっています。高齢者世帯の増加に伴い今後も増加を見込んでいます。

【施策の方向】

保健師による高齢者訪問等の機会などを利用し、必要な方への配食サービスの充実に努めます。

■「食」の自立支援事業の実施状況

		第6期			第7期		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
登録者数（人）	見込値	34	37	40	43	46	49
	実績値	41	43	58			
利用回数（回）	見込値	5,832	6,264	6,696	7,128	7,560	7,992
	実績値	5,043	5,978	6,122			

(3) 家族介護用品支給事業

【内 容】

町が社会福祉協議会に委託し、紙おむつ、尿取りパッドなどを支給しています。対象者は、在宅の非課税世帯で寝たりきりに近い方の介護をしている世帯です。年5回支給しています。支給する品物は、利用者から希望を聞き、見守りも兼ねて各地域の民生委員が届けています。

【施策の方向】

平成30年度から10%の利用者負担を廃止し、介護者の負担軽減を図ります。

■家族介護用品支給事業の実施状況

		第6期			第7期		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
登録者数（人）	見込値	18	19	20	21	21	21
	実績値	24	20	20			

（４）外出支援

① 福祉タクシー助成事業

【内 容】

65歳以上の高齢者等が町と協定を締結した民間タクシーや介護タクシーを利用した場合に、料金の一部を助成するサービスです。平成26年1月からは、年間で2,000円分の利用券72枚を交付し、当該タクシーを利用する際には、1回の利用につき最大2,000円を上限に現物給付します。また、高齢により運転免許証を返納した方についても対象としました。

【施策の方向】

福祉タクシーの利用者、利用回数が増加傾向にある中、現在の利用券の支給では財政的に厳しくなることが見込まれるため、対象者、支給額等の検討をします。

■福祉タクシー助成事業の実施状況

		第6期			第7期		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
登録者数（人）	見込値	180	210	230	250	270	290
	実績値	151	155	152			

② 福祉有償運送事業

【内 容】

要介護認定者や障害者を対象に、町内や近隣市町村への移動に福祉車両を利用することができる運送サービスです。

平成18年9月に町社会福祉協議会が福祉有償運送の許可を取得し、実施しています。

【施策の方向】

本事業の利便性を登録者に分かりやすく説明し、有効的な活用の推進に努めます。

■福祉有償運送事業の実施状況

		第6期			第7期		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
登録者数（人）	見込値	34	37	40	43	46	49
	実績値	25	23	20			

2 施設サービス

（１）養護老人ホーム保護措置

【内 容】

経済的な理由や生活環境上の理由によって、環境上や経済上自立した生活が困難な方、虐待等により家族と生活ができない方を養護する必要性が生じた場合、行政により公費負担で養護老人ホームに保護措置を行います。この場合、入所者の収入等に応じて措置者の負担額が決まります。平成28年度2人となっています。

【施策の方向】

新たな施設整備計画はなく、今後も近隣市町村と連携を図りながら、圏域内施設の利用にて対応していきます。

■養護老人ホーム保護措置者入所状況

		第6期			第7期		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
入所者数（人）	見込値	4	4	4	4	4	4
	実績値	3	2	2			

（２）軽費老人ホーム（ケアハウス）

【内 容】

60歳以上の方（夫婦の場合は、どちらか一方が60歳以上）で、身体機能の低下又は、家庭環境や住宅事情等の理由により、居宅での生活が困難な方が、低額な利用料金で入所でき、日常生活上の簡単なサービスが受けられる施設です。給食サービスのあるA型、自炊が前提となるB型、必要な場合にサービスを利用できる介護利用型（ケアハウス）の3種類があり、要介護認定にかかわらず入所が可能です。

【施策の方向】

町内には対象施設はありませんが、近隣市町村及び圏域内に開設されていることから、今後のニーズを把握しながら当該施設の利用にて対応していきます。

3 地域福祉活動の推進

ボランティア団体の支援やシルバーボランティアを育成し、福祉教育による福祉意識の啓発等を図り、自主的な地域福祉活動が活発に行われるよう、住民も含めた地域全体で支えあう環境づくりに努めます。

（１）ボランティア活動の促進

町社会福祉協議会では、ボランティア連絡協議会と連携をとりながら、ボランティア活動に関心のある住民が気軽に活動に参加できるよう、ボランティア講習会やボランティアに関する相談等を行い、ボランティアの育成を図っています。また、社会福祉協議会の生活支援コーディネーターを中心に住民主体のボランティアの意向調査（アンケート）を実施しました。

町では、町社会福祉協議会と連携しながら、ボランティア活動に関する情報提供を行い、住民の活動参加の促進を図ります。

また、ボランティア活動の状況を把握しながら、ボランティアを必要とする方と提供する方をつなぐコーディネート機能の充実を図り、活動の場の創出に努めます。さらに住民主体の生活支援ボランティアの仕組みづくりを検討していきます。

（２）福祉意識の啓発

各分野及び関係機関と連携を図りながら、学校教育及び社会教育の場において福祉教育の必要性を訴え、福祉意識の向上啓発に努めます。社会福祉協議会による町内小中学校の児童及び生徒を対象とした、福祉作文・福祉標語の募集と優秀作品の表彰・公表を継続し、福祉意識の啓発と思いやりの心の育成に努めます。

また、広報紙等を通して福祉サービスや福祉活動に関する情報提供に努め、地域福祉に対する住民の理解の促進を図ります。

（３）小域福祉圏ネットワーク活動

地区社会福祉協議会では、小学校区を単位とした小域福祉圏において、ボランティア・民生委員等の協力のもと、一人暮らし高齢者や寝たきり高齢者等の見守りネットワークを形成し、友愛訪問事業に取り組んでいます。友愛訪問事業では、一人暮らし高齢者に鉢花を、また、寝たきり高齢者に見舞い品として、防水シートなどを配布しました。

町では、町社会福祉協議会と連携し、友愛訪問事業の促進に向けた支援を行います。

第6 安全の確保

地震や火災などの緊急時をはじめ、日常生活における身近な犯罪や交通事故などに際して、高齢者の不安を解消しつつ、福祉、消防、防災などの各部門や地域住民と連携しながら、安全を確保するための体制づくりを強化します。

（１）消費者被害の防止

高齢者を狙った悪質商法や振り込め詐欺、消費者金融などの消費者被害が多発していることから、警察との連携により、地区の出張予防教室等で警察官による振り込め詐欺等についての情報提供、注意喚起を行い、犯罪等から高齢者の生命と財産を守るための取組を推進しています。さらに、消費者被害だけでなく、防犯、交通安全対策の普及、啓発も併せて実施しています。

（２）避難行動要支援者の把握

要援護者となるおそれのある高齢者等の安全を確保するため、要援護者システムを活用した台帳整備を徹底するとともに高齢者訪問等を通じ、支援が必要と考えられる方へ広報周知を行います。台帳整備は年１回更新を行っています。

また、自主防災組織をはじめとする各関係機関との連携により、高齢者の実態把握や情報共有を図り、緊急時の情報伝達及び救助体制の強化につなげることににより、地震、火災、風水害等の災害に対し、迅速かつ的確に対応できる体制づくりに努めます。さらに、避難行動要支援者名簿の更新を行い、発災時に有効な名簿の作成に努めます。

（３）高齢者見守り事業

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、郵便局、新聞販売店など町内で活動している事業者と協定を結び、見守り体制を確保しました。見守り協力事業者が、訪ねたお宅あるいは異変のある高齢者や何らかの支援を必要としている高齢者を発見した場合には、町にて安否確認等を行うもので、地域社会全体で高齢者を見守る体制を確保し、高齢者が安心して生活できる地域づくりに努めます。

（４）交通安全対策の充実

平成 29 年 3 月の改正道路交通法施行に伴う内容等について広報に掲載し、高齢者の交通安全意識の普及・啓発に努めています。また、高齢者に配慮した交通安全施設の整備に努めるとともに、老人クラブや関係機関と連携を図りながら、交通安全意識の普及・啓発に努めます。

（５）バリアフリー化

高齢者を含め誰もが支障なく、容易に外出できるよう、道路、歩道の改修整備等に努めます。また、公共施設においても段差の解消などバリアフリー化に努めます。

第 7 介護保険サービスの充実

介護保険事業を健全に運営していくために、過去の給付実績の推移や高齢者人口、要介護認定率の動向等をもとに、第7期における介護保険サービス量を下記のとおり見込みます。

1 在宅介護サービスの充実

(1) 予防給付サービスの提供

介護保険法の基本理念である「自立支援」をより徹底する観点から、軽度の要介護者に対する保険給付について、より自立度を高めるサービスへの転換や介護予防効果が期待されるサービスの導入を図るため、サービス対象者の範囲、サービス内容、マネジメント体制等を見直し、「予防給付」が平成 18 年度に創設されました。

軽度の要介護者が重度の要介護となる原因は、加齢による衰弱や骨関節疾患などによって徐々に生活機能が低下する廃用症候群が最も多く、こうした軽度の要介護者については要介護度の重度化を防止する観点から、生活機能の維持・改善に有効なサービスを早期に提供していくことが重要です。

予防給付では、要支援1、要支援2の方を対象として、様々な介護予防サービスが提供されますが、提供にあたっては、利用者の状態像の特性を踏まえたサービスの提供、明確な目標の設定と評価、廃用症候群の予防・改善等の観点から、通所系サービスの積極的利用が重要となります。

なお、介護保険制度改正により、介護予防給付の介護予防訪問介護・介護予防通所介護が、地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業に移行されました。

予防給付の計画期間中の見込量は以下のとおりです。

■ 予防給付サービスの見込量

項目	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
介護予防訪問介護（人/月）				
介護予防訪問入浴介護（人/月）	2	2	2	7
介護予防訪問看護（人/月）	4	5	6	10
介護予防訪問リハビリテーション（人/月）	2	3	4	4
介護予防居宅療養管理指導（人/月）	1	2	3	4
介護予防通所介護（人/月）				
介護予防通所リハビリテーション（人/月）	33	36	37	49

項目	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
介護予防短期入所生活介護（人/月）	1	1	2	2
介護予防短期入所療養介護（人/月）	2	2	2	4
介護予防特定施設入居者生活介護（人/月）	1	1	1	1
介護予防福祉用具貸与（人/月）	40	45	50	61
特定介護予防福祉用具販売（人/月）	1	1	2	3
住宅改修（人/月）	1	2	3	4
介護予防支援（人/月）	62	68	74	112

（２）介護給付サービスの提供

介護給付の計画期間中の見込量は以下のとおりです。

■介護給付サービスの見込量

項目	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
訪問介護（人/月）	45	49	53	66
訪問入浴介護（人/月）	16	18	20	30
訪問看護（人/月）	18	20	22	35
訪問リハビリテーション（人/月）	7	10	12	20
居宅療養管理指導（人/月）	23	25	28	35
通所介護（人/月）	61	64	66	80
通所リハビリテーション（人/月）	67	69	72	87
短期入所生活介護（人/月）	36	38	40	48
短期入所療養介護（人/月）	15	17	19	28
特定施設入居者生活介護（人/月）	12	13	15	20
福祉用具貸与（人/月）	100	110	120	170
特定福祉用具販売（人/月）	3	3	3	5
住宅改修（人/月）	2	2	2	3
居宅介護支援（人/月）	179	184	202	195

2 地域密着型サービスの充実

地域密着型サービスとは、高齢者が住み慣れた地域や環境の中で、安心して生活を継続できるよう、身近な地域でサービスを提供するものです。

これらのサービスは、市町村が事業所の指定を行い、原則として睦沢町に住む方だけが利用することができるものです。

■地域密着型サービスの種類

種類	サービス内容
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて訪問介護と訪問看護が一体的又は密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行うサービス
夜間対応型訪問介護	在宅で夜間を含め 24 時間安心して生活できるよう、夜間に定期的な巡回訪問をしたり、又は通報を受けたり、訪問介護を提供したりする居宅サービス 対象者：要介護 1～要介護 5
認知症対応型通所介護	認知症高齢者に介護や趣味活動、食事、入浴サービスなどを提供する居宅サービス 対象者：要支援 1～要介護 5
小規模多機能型居宅介護	「通い」を中心とし、利用者の状態や希望に応じて随時、「訪問」や「泊まり」を組み合わせ提供する居宅サービス 対象者：要支援 1～要介護 5
認知症対応型共同生活介護	認知症高齢者に家庭的な雰囲気の中で過ごせる場を提供し、認知症の症状を和らげるとともに、家族の負担軽減を図る居住系サービス 対象者：要支援 2～要介護 5
地域密着型特定施設入居者生活介護	在宅での介護が困難な方の利用を支援するため、定員 29 人以下の特定施設へ入居する居住系サービス 対象者：要介護 1～要介護 5
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	定員 29 人以下の小規模の介護老人福祉施設へ入所する施設サービス 対象者：要介護 1～要介護 5
看護小規模多機能型居宅介護	医療ニーズの高い要介護者も、医療ニーズに対応した小規模多機能型サービスの提供を受けられるよう、小規模多機能型居宅介護と訪問看護を一体的に提供するサービス
地域密着型通所介護	日中、小規模の老人デイサービスセンターなどに通ってもらい、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを日帰りで提供するサービス（平成 28 年 4 月創設）

■地域密着型サービスの見込量

項目		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
認知症対応型共同生活介護 (人/月)	予防給付 (A)				
	介護給付 (B)	18	20	22	24
	合計 (A+B)	18	20	22	24
地域密着型通所介護 (人/月)		28	31	34	44

3 施設介護サービスの提供

介護保険制度は、在宅での生活を送ることを目的にできた制度ですが、施設利用に対するニーズは年々高まっています。

施設整備については、利用者及び周辺市町村の動向を十分注視した上で、検討する必要があります。

第7期計画では、施設の建設予定はありません。

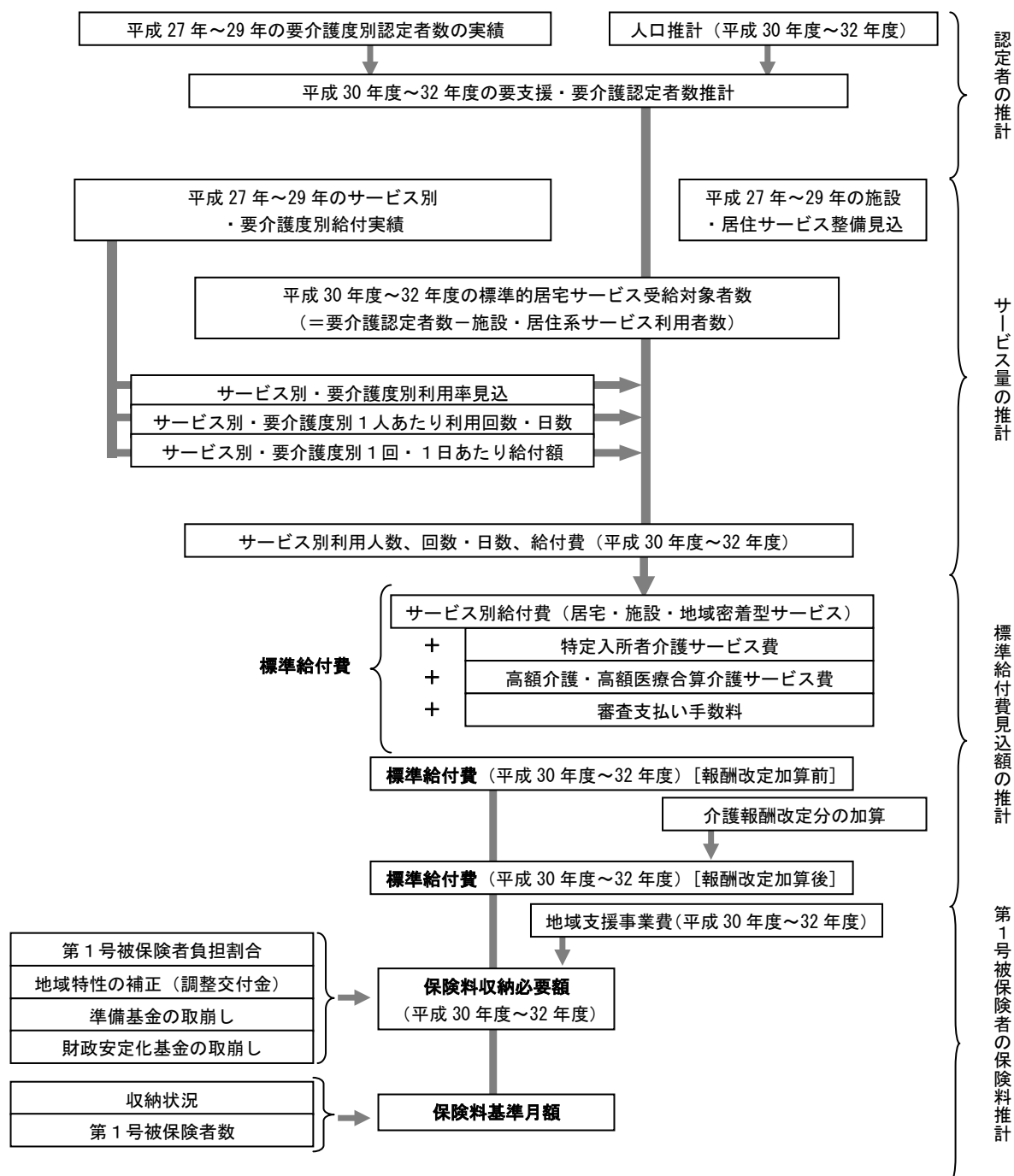
■施設サービスの見込量

項目	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
介護老人福祉施設 (人/月)	55	58	60	67
介護老人保健施設 (人/月)	43	46	49	57
介護療養型医療施設 (人/月)				

4 第7期計画の介護保険料の設定

(1) 保険料算定手順

サービス見込量の推計から保険料の算定までの手順は、おおむね下図のとおりです。

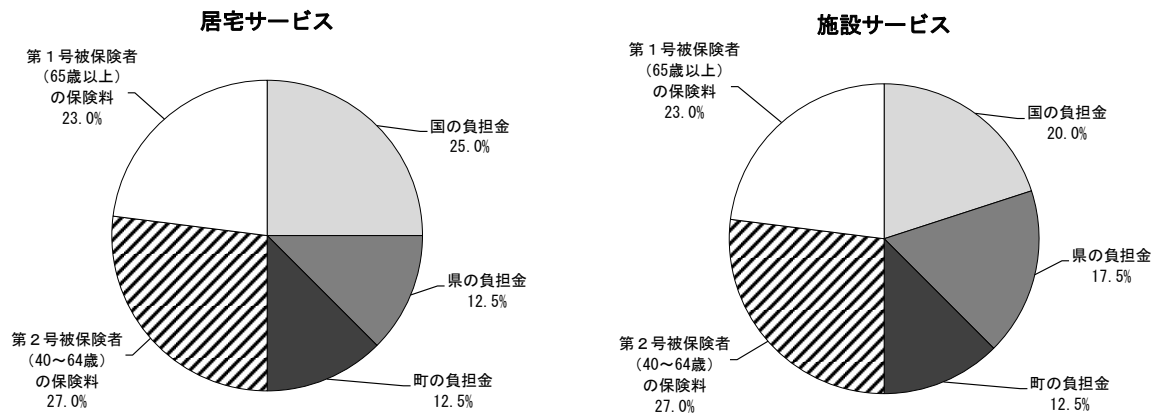


(2) 利用者の負担割合

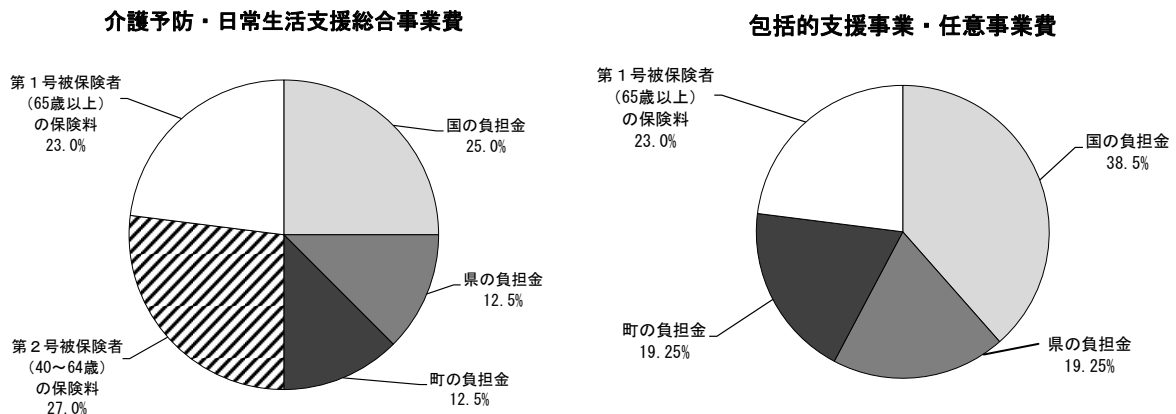
介護保険制度においては、介護サービスの総事業費から利用者負担分（10%又は20%）を除いた標準給付費について、原則として50%を被保険者の保険料、50%を公費で負担します。また、被保険者の保険料のうち、原則として23%を第1号被保険者（65歳以上の高齢者）、27%を第2号被保険者（40～64歳）が負担することになります。

各サービスごとの内訳は、下記のとおりです。

■標準給付費の財源構成



■地域支援事業費の財源構成



※後期高齢者の割合や高齢者の所得段階の割合により、国の負担金の調整が行われるため、国の負担金や第1号被保険者の保険料の割合は若干異なります。

(3) 給付費の見込み

介護保険事業の保険料は、3年を通じて財政の均衡を保つものでなければなら
ないこととされており、平成30年度から平成32年度までの介護保険給付費及
び地域支援事業費の合計額をもとに算出します。

なお、第7期計画では、団塊の世代が75歳以上となる平成37年度までの中
長期的なサービス水準、給付費、保険料水準についても、サービスの充実や生活
支援の整備等を考慮しながら推計します。

■予防給付サービスの給付費

(単位 千円)

サービス種類	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
(1) 介護予防サービス				
①介護予防訪問介護				
②介護予防訪問入浴介護	734	734	734	2,568
③介護予防訪問看護	1,266	1,633	1,900	3,167
④介護予防訪問リハビリテーション	737	1,106	1,475	1,475
⑤介護予防居宅療養管理指導	86	141	228	282
⑥介護予防通所介護				
⑦介護予防通所リハビリテーション	11,405	12,567	12,806	16,995
⑧介護予防短期入所生活介護	129	130	259	259
⑨介護予防短期入所療養介護（老健）	844	844	844	1,689
⑩介護予防短期入所療養介護（病院等）				
⑪介護予防特定施設入居者生活介護	1,112	1,113	1,113	1,113
⑫介護予防福祉用具貸与	2,679	2,850	2,903	3,494
⑬特定介護予防福祉用具購入費	222	222	430	651
(2) 地域密着型介護予防サービス				
①介護予防認知症対応型通所介護				
②介護予防小規模多機能型居宅介護				
③介護予防認知症対応型共同生活介護				
(3) 介護予防住宅改修	1,351	2,702	4,054	5,405
(4) 介護予防支援	3,268	3,586	3,903	5,908
合 計	23,833	27,628	30,649	43,006

■介護給付サービスの給付費

(単位 千円)

サービス種類	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
(1) 居宅サービス				
①訪問介護	27,997	30,252	30,810	38,587
②訪問入浴介護	12,160	12,236	13,020	20,834
③訪問看護	9,000	10,205	10,851	16,923
④訪問リハビリテーション	2,949	4,041	4,549	8,593
⑤居宅療養管理指導	2,529	2,833	3,177	3,991
⑥通所介護	55,925	56,745	59,685	64,744
⑦通所リハビリテーション	56,509	58,865	60,475	70,798
⑧短期入所生活介護	51,795	53,118	56,169	64,424
⑨短期入所療養介護（老健）	13,574	16,000	18,475	24,014
⑩短期入所療養介護（病院等）				
⑪福祉用具貸与	15,817	16,535	18,316	27,016
⑫特定福祉用具購入費	1,291	1,335	1,335	2,374
⑬住宅改修費	2,600	2,600	2,600	3,900
⑭特定施設入居者生活介護	25,591	27,009	31,653	42,428
(2) 地域密着型サービス				
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護				
②夜間対応型訪問介護				
③認知症対応型通所介護				
④小規模多機能型居宅介護				
⑤認知症対応型共同生活介護	50,447	56,305	61,474	66,450
⑥地域密着型特定施設入居者生活介護				
⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護				
⑧看護小規模多機能型居宅介護				
⑨地域密着型通所介護	20,082	22,086	24,223	30,996
(3) 施設サービス				
①介護老人福祉施設	155,160	162,775	167,690	189,937
②介護老人保健施設	132,406	142,336	151,847	171,674
③介護医療院（平成 37 年度は介護療養型医療施設を含む）				
④介護療養型医療施設				
(4) 居宅介護支援	26,661	27,535	30,146	28,955
合 計	662,493	702,811	746,495	876,638

■標準給付費

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
総給付費（一定以上 所得者負担の調整後）	686,059,717	738,780,312	795,341,821	941,143,878
特定入所者介護サービ ス費等給付額（資産等勘 案調整後）	33,056,577	35,166,289	37,415,280	44,277,967
高額介護サービス費等 給付額	16,703,258	17,660,033	18,701,352	21,198,420
高額医療合算介護 サービス費等給付額	1,554,544	1,643,589	1,740,503	1,972,901
算定対象審査 支払手数料	506,000	542,360	559,000	759,824
合計	737,880,096	793,792,583	853,757,956	1,009,352,990

■地域支援事業費

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
合計	33,724,000	37,569,000	41,487,000	54,514,429

（４）所得段階別被保険者数

計画期間における所得段階別被保険者数の見込みは、下記のとおりです。平成 29 年度における所得段階別被保険者数の割合を、推計人口に乗じて見込んでいます。

年度 段階	所得段階別加入者数							
	平成 30 年度		平成 31 年度		平成 32 年度		平成 37 年度	
	人	%	人	%	人	%	人	%
第 1 段階	376	13.6	379	13.6	382	13.6	370	13.6
第 2 段階	171	6.2	173	6.2	174	6.2	168	6.2
第 3 段階	188	6.8	189	6.8	190	6.8	185	6.8
第 4 段階	436	15.8	440	15.8	443	15.8	429	15.8
第 5 段階	535	19.4	539	19.3	543	19.4	526	19.4
第 6 段階	465	16.8	469	16.8	472	16.8	457	16.8
第 7 段階	317	11.5	320	11.5	322	11.5	312	11.5
第 8 段階	177	6.4	179	6.4	180	6.4	175	6.4
第 9 段階	97	3.5	98	3.5	98	3.5	95	3.5
計	2,762	100.0	2,786	100.0	2,804	100.0	2,717	100.0

(5) 介護保険料の設定

第7期介護保険事業計画の第1号被保険者保険料基準月額、月額 5,300 円 と設定します。また、平成37年度の保険料は、次のとおり推計します。

	第7期介護保険事業計画	平成37年度
第1号被保険者 保険料基準月額	5,300 円	8,300 円

■所得段階別第1号被保険者保険料（年額）

（単位：円）

所得段階	対 象 者	保険料率	保険料年額
第1段階	●生活保護を受けている方 ●世帯全員が住民税非課税で前年の合計所得＋課税年金収入額が80万円以下の方	基準額×0.45	28,700
第2段階	●世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円超120万円以下の方	基準額×0.75	47,700
第3段階	●世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が120万円超の方	基準額×0.75	47,700
第4段階	●世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の方	基準額×0.9	57,200
第5段階	●世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、第4段階以外の方	基準額×1.0	63,600
第6段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.2	76,300
第7段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	基準額×1.3	82,600
第8段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	基準額×1.5	95,400
第9段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上の方	基準額×1.7	108,100

5 町介護給付適正化計画

介護給付の適正化とは、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要とする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するように促すことで、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて、介護保険制度の信頼感を高め、持続可能な介護保険制度の構築を図るものです。

第7期計画からは、市町村介護保険事業計画に介護給付等に要する費用の適正化に関する事項を定めるものとして新たに法律上に位置づけられました。

これまで以上に人員体制の確保を図るとともに、地域包括ケアシステムを深化・推進していくため、必要な給付を適切に提供するための適正化事業を推進していきます。

（１）公平・公正かつ迅速な要介護認定

要介護認定調査は、公平・公正かつ迅速に行わなければならない事務です。認定調査体制を充実させ、訪問調査員研修に積極的に参加し、資質向上に努めています。

認定の申請件数については、年々増加していますが、可能な限り自前調査を実施するとともに、外部へ委託する場合も、調査対象者の関係事業所以外の事業所へ依頼するなど、中立・公平な調査の実施に努め、審査会前の点検についても継続していきます。

（２）ケアプランの点検

新規申請、更新申請、区分変更申請、プランに大きな変更があった際に、各事業者から提出されるケアプランの内容が適正かどうかについての点検に努めます。

要介護度や心身の状況等に合っていないサービス、過剰なサービス、不必要なサービス提供となっているプラン等が見受けられた場合は、担当介護支援専門員とともに、確認検証しながら、介護支援専門員の「気づき」を促すとともに「自立支援に資するケアマネジメント」の実践に向けた取組の支援を目指していきます。

（３）住宅改修等の点検

住宅改修の点検については、工事前又は工事後に、必要に応じて、担当介護支援専門員への聞き取り等を行い、工事内容や状況の点検に努めます。

福祉用具購入についても、申請時に必要に応じて、担当介護支援専門員への聞き取り等を行い、受給者の身体の状態に応じて必要な福祉用具の利用を進めます。

（４）縦覧点検・医療情報との突合

千葉県国民健康保険団体連合会と連携し、事業者による過度の介護サービスや不正請求などの点検及び医療情報との突合を図ることにより、給付の適正化に努めます。

（５）介護給付費通知

介護保険サービス利用者に対し、サービスが高齢者の自立支援に役立つものとして、本来の目的に沿った形で提供されることを促進するために、介護給付費額を年４回通知しています。

事業者からの介護報酬の請求及び費用の給付状況等について通知することにより、受給者や事業者に対して適切なサービスの利用と提供を普及・啓発し、自ら受けているサービスを改めて確認することで、適正な請求に向けた介護給付費の抑制効果につなげていきます。

第 8 計画の円滑な推進

1 介護保険制度改正への対応

第6期の介護保険制度では、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを実現するため、様々な改正が行われました。

在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、地域ケア会議の推進など、地域支援事業の充実を図るとともに、全国一律の予防給付（訪問介護・通所介護）が平成 28 年 3 月より、市町村の取り組む地域支援事業内の介護予防・日常生活支援総合事業に移行しました。

総合事業については、現行相当サービスを残しながら、住民主体のサービスについても引き続き検討していきます。

特別養護老人ホームは、在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える施設としての機能に重点化を図るため、新規入所者については原則、要介護 3 以上に限定されました。

また、費用負担の公平化を図るために、低所得者の保険料軽減を拡充する一方で、保険料上昇を抑えるため、所得や資産のある方の利用者負担を見直ししています。

平成 30 年度からの制度の見直しについても、広報等を通じて周知を図るとともに、利用者や家族、事業者等の協力を得ながら適正な運用を図ります。

2 介護サービスの質の向上

（１）ケアマネジメントの質の向上

地域包括支援センターを中心に、介護支援専門員の質の向上に取り組むとともに、連携支援等を行います。

また、「長生郡市介護サービス事業者協議会」と連携し、個人情報の保護に留意しながら、サービス事業提供者との情報共有に努める一方で、中立・公正な立場でのケアプラン作成を行い、利用者一人一人の状態に応じたサービス提供を促進します。

（２）地域包括支援センターによる居宅介護支援事業者への支援

地域ケア会議において、地域の介護支援専門員が抱える困難事例等について解決策や改善策の検討を行うとともに、地域包括支援センターが、居宅介護支援事業者に対して助言等を行います。

（３）介護サービス事業者への指導・監督

町が指定している事業所に対し、指定基準違反等の確認のため必要に応じて立ち入り検査を実施し、設備や帳簿類の審査確認を行うなどサービスの質の向上を図ります。また、職員（監査員）の知識の向上に努めます。

３ 情報提供・相談体制の強化

介護保険制度の基本的な考え方やサービス内容、事業者の情報等について、広報紙や町のホームページ等様々な媒体を活用し、情報提供に努めます。

また、民生委員や社会福祉協議会、老人クラブなど関係機関・団体等と連携しながら、様々な地域活動の機会を積極的に利用した広報活動を行います。

さらに、要介護認定に関する相談や苦情について、県介護保険審査会や県国民健康保険団体連合会と連携を図りながら、町や地域包括支援センターにおいても身近な窓口体制の充実を図ります。

４ 利用者負担の軽減

保険料や利用料の負担が困難な住民に対応するため、利用者負担の軽減に向けた取組を進めます。

（１）社会福祉法人等による利用者負担額軽減事業

低所得者で生計が困難な介護保険サービス利用者の利用者負担額を軽減する社会福祉法人等に対し、その軽減額を助成することにより、低所得者の利用支援を図ります。

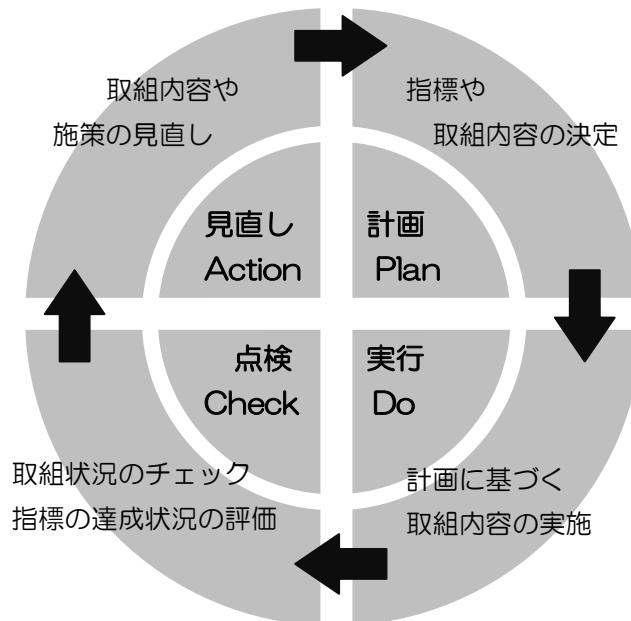
（２）特定入所者介護サービス費

介護保険給付対象外となる、施設サービスの居住費や食費等の利用者負担額が、世帯の所得状況等により設定された利用限度額を超えた場合、その分を特定入所者介護サービス費として支給します。

5 計画の進行管理

高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の着実な目標達成に向けて、進捗状況を管理するとともに、保健、医療、福祉、介護者及び被保険者の代表者による「睦沢町高齢者保健福祉計画推進委員会」において、事業の実施状況の確認と計画の目標達成に向けて協議を行います。

計画、実行、点検・評価及び見直し（PDCA※）の観点から、計画の推進に際して、関係機関との意見交換等を通じて、本計画の検証を行い、必要かつ効果的な施策・事業の実施に努めます。



※PDCA：P l a n（計画）、D o（実施）、C h e c k（点検）、A c t i o n（見直し）という一連のサイクルの頭文字をつなげたもの。

第 3 部

資 料

第 1 睦沢町高齢者保健福祉計画推進委員会設置要綱

平成12年8月10日

告示第36号

（設置）

第1条 この要綱は、高齢者が地域社会において安心して日常生活を営むことができるよう本町における高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の推進並びに介護保険事業の重要事項を審議するため睦沢町高齢者保健福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（職務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- （1）高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の施策に関すること。
- （2）高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画実施状況の点検、評価に関すること。
- （3）介護保険事業の適正かつ円滑な運営に関すること。
- （4）地域密着型サービスの運営に関すること。
- （5）地域包括支援センターの設置・運営に関すること。
- （6）このほか、前条の目的を達成するために必要な事項

（組織）

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- （1）学識経験者
- （2）保健・医療関係者
- （3）福祉関係者
- （4）介護保険に係る被保険者代表
- （5）介護保険に係る費用負担関係者代表
- （6）議会代表

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときその職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 委員会の議長は、委員長がこれに当たる。

- 3 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成12年9月1日から施行する。

附 則（平成18年1月1日告示第2号）

この要綱は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成18年10月30日告示第50号）

この要綱は、平成18年11月1日から施行する。

附 則（平成20年3月11日告示第22号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成28年2月8日告示第27号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

第2 睦沢町高齢者保健福祉計画推進委員会委員名簿

(敬称略順不同)

NO	職 名	氏 名	所 属	備 考
1	委員長	佐 藤 勝 善	民生児童委員協議会長	福祉関係者
2	副委員長	伊 原 貞 明	社会福祉協議会会長	//
3	委員	矢 澤 邦 公		学識経験者
4	//	大 川 昌 権	睦沢診療所医師	保健・医療関係者
5	//	久 我 哲 也	くが歯科医院医師	//
6	//	更 科 廣 實	介護老人保健施設 睦沢の里施設長（医師）	//
7	//	石 井 友 章	特別養護老人ホーム 睦沢園施設長	//
8	//	新 沢 弘 樹	特別養護老人ホーム せせらぎ施設長	//
9	//	中 村 義 徳	区長会長	介護保険に係る 被保険者代表
10	//	石 井 源 之 助	町民委員	//
11	//	小 高 正 博	町民委員	//
12	//	高 橋 清	町老人クラブ連合会長	//
13	//	田 邊 廣 昭	茂原法人会睦沢支部 支部長	介護保険に係る 費用負担関係者代表
14	//	今 関 澄 男	議会	議会代表

任期 平成27年12月20日～平成30年12月19日

第3 用語解説

用 語	説 明
あ 行	
アセスメント	介護や障害のサービス提供や生活困窮者等への支援にあたり、その方の身体状況、精神状況や生活環境、背景や要因を含め、ケアプラン等の作成や、今後の支援に必要な見通しをたてるために、事前に把握、評価、分析を行うこと。
一次予防	生活習慣の改善、生活環境の改善、健康教育による健康増進を図り、予防接種による疾病の発生予防、事故防止による障害の発生を予防すること。
一般介護予防	要支援者等も参加できる住民運営の通いの場の充実等、すべての高齢者が介護予防に取り組みやすい環境づくりを進めるための事業。介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業等。
か 行	
介護医療院	今後、増加が見込まれる慢性的な医療的・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、新たに創設された介護保険施設。
介護給付	要介護状態と認定された被保険者に提供される介護サービス、介護にかかわる費用の支給のこと。5段階の給付区分があり、訪問介護・訪問入浴・訪問リハビリテーション・訪問看護などの居宅サービスや、介護保険施設を利用した施設サービス、市町村が行う地域密着型サービスなどがある。
介護保険サービス	介護保険制度では、居宅サービス、地域密着型サービス、居宅介護支援、施設サービス、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス及び介護予防支援をいう。
介護支援専門員	「ケアマネジャー」参照。
介護者	要支援・要介護認定者を介護する方。
介護保険施設	介護保険法に基づいて都道府県知事の指定を受けた、介護保険サービスが利用可能な施設。介護保険施設には、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設（老人保健施設）、介護療養型医療施設、介護医療院がある。
介護予防	高齢者が要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減もしくは悪化の防止を目的として行うもの。
介護予防支援	要支援1・2の認定者が、介護予防サービス等を適切に利用できるよう、ケアプラン（介護予防サービス計画）の作成、サービス事業所等との連絡調整などを行う。
介護予防・生活支援サービス事業	市町村が主体となって実施する地域支援事業の一つ。要支援者等に対し、訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービス等。

用 語	説 明
介護予防・日常生活支援総合事業	市町村の判断で利用者の状態・意向を踏まえ、介護予防、生活支援（配食・見守り等）、権利擁護、社会参加も含めて総合的で多様なサービスを提供する事業。
介護療養型医療施設	慢性疾患を有し、長期の療養が必要な要介護認定者のために、介護職員が手厚く配置された医療機関（施設）。病状は安定していても自宅での療養生活は難しいという方が入所して、必要な医療サービス、日常生活における介護、リハビリテーションなどを受けることができる。
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	寝たきりや認知症などで、常に介護が必要で自宅での生活が難しい要介護認定者のための施設。入所により、食事・入浴・排泄などの介護、機能訓練、健康管理、療養上の支援などが受けられる。介護保険法では、介護老人福祉施設、老人福祉法では、特別養護老人ホームと呼ばれている。
介護老人保健施設（老人保健施設）	入所者に対してリハビリテーションなどの医療サービスを提供し、家庭への復帰を目指す施設。利用者の状態に合わせたケアプラン（施設サービス計画）に基づき、医学的管理のもとで、看護、リハビリテーション、食事・入浴・排泄といった日常生活上の介護などを併せて受けることができる。
看護小規模多機能型居宅介護	地域密着型サービスの一つで、「小規模多機能型居宅介護」と「訪問看護」を組み合わせたサービス。家庭的な環境のもとに行う、通い・訪問・宿泊のサービスを提供する。※旧名称「複合型サービス」。
機能訓練	疾病や負傷等により心身の機能が低下している方に対し、その維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる訓練のこと。訓練の内容としては、歩行、起き上がり等の基本動作の訓練、レクリエーション等（社会的機能訓練）がある。
共生型サービス	障害福祉サービス事業所等であれば介護保険事業所としての指定を受けやすくする特例を設けることにより、高齢者と障害者が同一の事業所でサービスを受けやすくし、障害者が高齢者になった場合になじみの事業所を利用し続けられるようにする仕組み。
居宅介護支援	居宅サービス等を適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等を定めたケアプラン（居宅サービス計画）を作成するとともに、サービス事業者等と連絡調整その他の便宜を行う。介護保険施設へ入所する場合は施設への紹介等を行う。
居宅療養管理指導	医師や歯科医師、薬剤師、管理栄養士等が在宅で介護を受ける方の家庭を訪問し、薬の服用についてのアドバイスや栄養面での指導、歯の衛生管理のために歯みがき指導や入れ歯の洗浄など、日常の健康管理チェックを行うこと。
ケアハウス	「軽費老人ホーム」参照。
ケアプラン	要介護認定者等が介護サービスを適切に利用できるよう、心身の状況、生活環境等を勘案し、サービスの種類・内容・担当者等を定めた計画。
ケアマネジメント	要支援・要介護認定者等に対し、個々のニーズや状態に則して保健・医療・福祉にわたる介護サービスが総合的、一体的、効率的に提供されるサービス体系を確立するための機能をいう。介護保険制度で位置づけられている機能。

用 語	説 明
ケ ア マ ネ ジャー	ケアマネジメントの機能を担うために厚生労働省令で定められた専門家のことで、要支援・要介護認定者本人やその家族の希望を聞きながら、どのような介護が必要かを検討し給付限度額を目安に、ケアプランを作成する。サービスの利用について介護サービス事業者との調整を行い、また、ケアプランの継続的な管理や評価を行う。
軽費老人ホーム	高齢者が低額な料金で入所し、日常生活を送ることを目的とする施設。 A型、B型、ケアハウスの3種類がある。原則として60歳以上の方が対象。A型は、高齢等のため独立して生活するには不安のある方であって家族による援助が困難な方。B型はA型の要件に加えて自炊が可能な方。ケアハウスは、身体機能の低下により自立した日常生活を営むことに不安がある方で家族の援助を受けることが困難な方。
健康寿命	健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。現在では、単に寿命の延伸だけでなく、この健康寿命をいかに延ばすかが大きな課題となっている。
権利擁護	認知症高齢者や知的障害者等で判断能力が十分でない方に対して、福祉サービスの利用援助や金銭管理等の援助などを行うこと。
後期高齢者	75歳以上の高齢者。
コーホート法	同じ年（又は同じ期間）に生まれた人々の集団のこと。人口推計に用いる方法に「コーホート要因法」や「コーホート変化率法」がある。
高齢化率	高齢者の人口比率。65歳以上の人口を総人口で除した比率のこと。
高齢者虐待	高齢者の心身に傷を負わせる人権侵害の行為を意味する。殴る蹴るなどの身体的虐待、ののしる、無視するなどの心理的虐待、食事を与えないなどの介護や世話の放棄・放任、財産を勝手に使うなどの経済的虐待、性的虐待がある。
さ 行	
サービス付き 高齢者向け住 宅	バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携して生活を支援するサービスを提供する高齢者向けの民間賃貸住宅。
社会福祉協議 会	社会福祉の増進を図るために組織された民間団体で、社会福祉の基本的な事項を定めている社会福祉法に規定されている。地域福祉事業推進の中心的役割を担っている。
社会福祉士	社会福祉士国家試験に合格し、厚生労働省から認可を受けた専門職。日常生活を営むのに支障がある方の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を担う。
若年性認知症	18歳から64歳までに発症した認知症の総称。アルツハイマー病、脳血管障害、頭部外傷など原因が様々である。10万人あたり40人程度の発症率で、患者数は全国に数万人と推定される。 なお、発症原因が外傷性疾患及び内分泌疾患等の場合は65歳になるまで介護保険は適用されない。

用 語	説 明
住宅改修	手すり取り付け、段差解消、滑り止め、和式便器から洋式便器への取り換え等住宅改修を行った場合に改修費を支給。
小規模多機能型居宅介護	利用者の在宅で、又は利用者がサービス拠点に通ったり、短期間宿泊したりして、提供される食事・入浴・排泄などの介護、その他の日常生活を送る上で必要となる支援などや機能訓練をいう。
シルバー人材センター	高齢者に対して、生きがいづくりや技能の活用等を目的に、地域社会での臨時的・短期的な仕事を提供するために設立された団体。
新オレンジプラン	厚生労働省が関係府省庁と合同で平成 27 年 1 月 27 日策定。団塊の世代が 75 歳以上となる平成 37 年を見据え、認知症の方の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域での良い環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し、総合的に推進していく「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～」を指す。
生活習慣病	食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患群。
成年後見制度	認知症等のために判断能力が不十分であると家庭裁判所が認めた場合に、成年後見人等が財産管理等を行い、本人を保護・支援する制度。
前期高齢者	65 歳以上 75 歳未満の高齢者。
た 行	
第 1 号被保険者	介護保険制度における被保険者のうち、市町村の区域内に住所を有する 65 歳以上の住民。
第 2 号被保険者	介護保険制度における被保険者のうち、市町村の区域内に住所を有する 40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者。
団塊の世代	戦後の第一次ベビーブーム期（昭和 22 年から昭和 24 年頃）に生まれ、日本の高度成長期とともに育った世代とされる。2025（平成 37）年には、すべての団塊の世代が 75 歳以上の後期高齢者となり、他の世代と比較してその人口規模が大きいことから、年金や保険、医療費など様々な分野に影響が出るものと考えられている。
短期入所生活介護（ショートステイ）	特別養護老人ホーム等の施設で短期間、生活してもらい、その施設で行われる、入浴、排泄、食事などの介護、その他の日常生活を送る上で必要となるサービス及び機能訓練。
短期入所療養介護（ショートケア）	介護老人保健施設、介護療養型医療施設で短期入所し、介護予防を目的として、看護、医学的管理のもとに介護、機能訓練その他必要な医療、日常生活上の支援を行う。
地域共生社会	制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会。
地域ケア会議	医療、介護、福祉等の多職種が協働して、高齢者個人に対する支援の充実や高齢者に対する支援とそれを支える社会基盤の整備を同時に進めるための会議。

用 語	説 明
地域支援事業	65 歳以上の方を対象に、要介護状態（要支援や要介護）にならないよう、効果的な介護予防サービスを提供すること等を内容とする。介護が必要となるおそれのある高齢者や一般の高齢者に対して、市町村が設置する地域包括支援センターで進める。 介護保険制度において、被保険者が要介護状態や要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、市区町村が行う事業。「介護予防・日常生活支援総合事業」「包括的支援事業」「任意事業」からなる。
地域包括ケアシステム	介護が必要になった高齢者も、住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるように、医療・介護・介護予防・生活支援・住まい等の5つの分野で一体的に受けられる支援体制のこと。
地域包括支援センター	地域における高齢者の心身の健康保持や生活の安定のために必要な援助を行うことを目的として設けられた施設。 主な業務は、①包括的支援事業（介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）、②介護予防支援、③要介護状態等になるおそれのある高齢者の把握などで、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職が配置されている。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設に入所している利用者を対象として、入浴、排泄、食事などの介護、その他の日常生活を送る上で必要となるサービスなどや機能訓練、療養上のサービス。
地 域 密 着 型サービス	要介護認定者等の住み慣れた地域での生活を支えるという観点から、提供されるサービス。
地域密着型通所介護	老人デイサービスセンターなどで提供される、食事・入浴・排泄などの介護、その他の日常生活を送る上で必要となる支援及び機能訓練をいう（ただし、利用定員が19名未満のものに限り、認知症対応型通所介護にあたるものを除く。）。
通所介護（デイサービス）	在宅で介護を受けている方が、日帰りで施設サービスを利用すること。行き帰りの送迎や食事、入浴、レクリエーションや機能訓練を受けることもできる。
通所リハビリテーション（デイケア）	在宅で介護を受けている方が、日帰りで医療機関や介護老人保健施設にて、リハビリテーションを受けること。心身の機能に低下がみられる方が対象となる。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通して、訪問介護と訪問看護が一体的又は密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行う。
特定健康診査	40 歳以上 75 歳未満の方に対してメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の早期発見を目的として医療保険者が行う健康診査。

用 語	説 明
特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム、軽費老人ホームなどに入居している要介護認定を受けた利用者に対して、食事・入浴・排泄等の介護、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、日常生活を送る上で必要となる支援を行う。
特定福祉用具販売	福祉用具のうち、入浴や排泄の際に用いられる等、貸与にはなじまないもの（これを「特定福祉用具」という）を販売すること。該当用具：腰掛便座、自動排泄処理装置の交換可能部品、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具の部分。
特定保健指導	特定健康診査によりメタボリックシンドローム、あるいはその予備群であることが判明した方に対して、医師・保健師・管理栄養士等が実践的なアドバイスを行う保健指導をいう。
な 行	
二次予防	発生した疾病や障害を検診などにより早期に発見し、早期に治療や保健指導などの対策を行い、疾病や障害の重症化を予防すること。
日常生活圏域	高齢者が住み慣れた地域で生活を持続することができるようにするため、市町村内にいくつかを設定される生活圏域。
任意事業	地域支援事業のうち、介護給付等適正化事業、家族介護支援事業等のこと。
認知症	一度獲得した知能が、後天的に脳や身体疾患を原因として慢性的に低下をきたした状態で、社会生活、家庭生活に影響を及ぼす状態と定義されている。以前は痴呆症と呼ばれていた。
認知症キャラバンメイト	認知症サポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」を開催し、講師役を務める方。キャラバンメイトになるためには所定のキャラバンメイト研修を受講し登録する必要がある。
認知症サポーター	「認知症サポーター養成講座」を受けた方が「認知症サポーター」となる。認知症を正しく理解し、認知症の方や家族を温かく見守る応援者となり自分のできる範囲で活動を行う。認知症サポーターには認知症を支援する目印として「オレンジリング」を付けてもらう。
認知症対応型共同生活介護	認知症高齢者に対し、共同生活を営む住居において、食事・入浴・排泄等の介護、その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うサービス。
認知症対応型通所介護	認知症高齢者を対象に、指定された施設において、入浴や食事の提供その他の日常生活上の支援や機能訓練を行う。
認知症地域支援推進員	地域における医療及び介護の連携強化並びに、認知症の方やその家族に対する支援体制の強化を図る役割を担う専門職員。厚生労働省が実施する「認知症地域支援推進員研修」を受講し、地域包括支援センター等に配置される。
認定率	高齢者に占める要介護等認定者の割合。
は 行	
バリアフリー	高齢者・障害のある方等が社会生活をしていく上で、物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁等すべての障壁（バリア）を除去する必要があるという考え方。

用 語	説 明
福祉車両	障害者等が昇降を容易にできるよう改造を施した車両。車いすごと乗れるリフト付きタイプや、介護タクシーにみられるスロープタイプなどがある。
福祉用具貸与	高齢者の身体機能の変化に対応するため、福祉用具指定を受けた用具が借りられる。車いす、特殊寝台、手すり、スロープ等。
包括的支援事業	地域支援事業のうち、地域包括支援センターの運営、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進等。
訪問介護 (ホームヘルプ)	訪問介護員(ホームヘルパー)が介護を受ける方の自宅を訪問し、日常生活をサポートする。入浴、排泄、食事の介護等。
訪問看護	在宅で介護を受ける高齢者等に主治医の指示に基づき看護師等を派遣し、病状の確認や医療処置を行うこと。
訪問入浴介護	在宅にて介護を受けている方が、自宅浴室等での入浴が困難な場合に、巡回入浴車で各家庭を訪問し、居間等での入浴及び介助を行う。
訪問リハビリテーション	理学療法士、作業療法士等の専門職が居宅を訪問して行う、心身の機能の維持回復、日常生活の自立を助けることを目的とするリハビリテーション。
保険給付費	介護保険サービスの総費用から、利用者負担によりまかなわれる部分を除いた、介護保険でまかなう費用。要介護者に対する介護給付、要支援者に対する予防給付、条例により市町村が独自に実施する市町村特別給付に区分される。
保険料基準額 (月額)	事業計画期間における保険給付費、地域支援事業費等の事業費支出のうち、第1号被保険者保険料でまかなうべき費用(保険料収納必要額)を、補正第1号被保険者数及び保険料予定収納率で除し、さらに12か月で除したもの。
ま 行	
民生委員	民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱され、地域の人々の福祉に関する問題(生活上の問題、高齢者・障害者福祉等福祉全般)についての相談を受ける方。
や 行	
夜間対応型訪問介護	夜間の定期的な巡回訪問介護サービスと、通報に応じて随時来てもらうサービスを組み合わせて利用する訪問介護サービスのこと。
要介護認定	要支援1・2、要介護1～5の7段階にどの程度の介護を必要としているかをランク分けしたもの。訪問調査の結果をコンピュータで判断する一次判定と、主治医の意見書を加えて医療や福祉の専門家が判断する二次判定の結果によって決定される。
養護老人ホーム	環境上の理由や経済的な理由で、在宅で養護を受けることが困難な高齢者を入所させ、養護するとともに、高齢者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練、その他の援助を行うことを目的とする施設。特別養護老人ホームと違い、介護保険施設ではなく、行政による措置施設であり、入所の申込みは施設ではなく市町村に行う。
予防給付	「介護予防通所介護」等、要支援1・2の対象者に実施される給付のこと。

用 語	説 明
ら 行	
老人デイサービスセンター	65 歳以上で身体上、又は精神上の障害があるため、日常生活を営むのに支障がある方などが日中通い、入浴や食事、機能訓練、介護方法の指導などを提供することを目的とする施設。また、健康チェックや日常生活動作（ADL）訓練、生活指導、レクリエーション、アクティビティなどの支援を行う。
ロコモティブ シンドローム	骨、関節、靱帯など運動器の機能の衰えにより「要介護」状態になるリスクが高まる状態。和名：運動器症候群。

睦沢町
高齢者保健福祉計画
第7期介護保険事業計画
平成30年度～平成32年度
平成30年3月

発行：睦沢町

編集：睦沢町 福祉課

〒299-4492 千葉県長生郡睦沢町下之郷 1650-1

TEL：0475（44）2504

FAX：0475（44）2527

ホームページ <http://www.town.mutsuzawa.chiba.jp/>